【参考資料1】南海トラフ地震防災対策推進基本計画フォローアップ 第3章の基本的施策の取組状況及び今後の取組

節	項施策	目標	具体目標	最新数値(時点)	母集団	定義	これまでの取組状況 (進捗状況の自己点検・評価を含む)	今後の取組	担当府省庁
	設、公共施設等の建築物の耐 化、建築物の屋内の安全確保、		0%、令和2年95%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消(全国)することを目指す。(平成20年推計値約79%(全国))	(平成30年)	全国	を有する住宅の戸数の割合	E・社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇により、住宅の耐震化を促進した。また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、個別の事情に応じた相談など、一層積極的な取組を行うよう要請した。加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和12年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とした。	・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による 融資、税制優遇等の支援を行う。 ・住宅の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者等と の合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。	
		する建築物の耐震化を図る。	・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%、存和24年95%(全国)を目ます。(平成20年推計値)80%(今日、10%(全国)) 建築物については、分な17年を目途に耐震性が不力なもことを目指す。	建築物: 約89%(平成30年) 耐震診断義務付け対 象建築物:	物: 全国	棟数に対し、耐震性を有する建 築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物:	また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。加えて、現下の耐震化の状況を眩眩まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。	う。 ・建築物の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者・ テナント等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検 討する。	
		②家具の固定【内閣府、消防 庁】 ・住宅内の安全確保のため、 「住宅における地震被害軽減の 指針」の普及を図るとともに、 ウェブサイト、パンフレットな どにより家具の固定についての 周知を図る。	家具の固定率65%(全国)を目指す。(平成25年度40%(全国))				・家具の固定の重要性について、パンフレット、都道府県、政令指定都市宛ての事務連絡や政府広報ラジオ番組の放送などで周知を行った。また、世論調査を令和4年度に実施し、家具の固定率を調査を実施した。	に対して、呼び掛けを行い、国民が災害を我が事と捉え、具体的な行動を取れるよう、自治体等とも連携しながら、効果的に普及啓発する。特に、今年は関東大震災から100の節目の年ということもあり、関東大震災から学んだ教訓ということで、本年も8/28オンエア予定の政府広報ラジオ番組を通して家具固定の重要性を啓発する予定)。	双 災) E E C
		・地震発生時における児童・生		99.8%	全国の公立小中学校施設	小中学校の建物の総棟数に対す		掲載し、ホームページにおいて周知を図る。 ・・引き続き、耐震化への取組状況をフォローアップするとともに、必要な財政支援、耐震化の完了に向けた通知の発出や首長等への直接の働きかけや個	才 文部科学省
			・国立大学法人等については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指するなお、学校設置者が令和2年度までに計画している施設の耐震化を完了する。(平成30年5月時点98.7%(全国))	99.8% 屋内運動場等の吊り 天井等の落下防止対	各国立大学法人等の施設			・今後も、国立大学法人等施設設置者からの耐震化事業要求に対して必要な 財政支援を行うとともに、取組状況のフォローアップを行う。	文部科学省
			・私立学校については、できるだけ早期の耐震化の完了を目相するなお、学校配置者が令担するお、学校配置者が令担ます。なお、学校を開議する値の・3本満)の環境(日本のでは、1年のでは	高等学校等: 93.8%、大学等: 95.6% 屋内運動場等の吊り 天井等の落下防止対 策実施率	保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校		に、構造体の耐震化率が全国平均を下回る学校法人が、耐震化以外の施設整備事業に応募する場合は、「構造体の耐震 化事業」に応募することを条件とする等の施策を新設したことで耐震化を促進している。	・令和5年度に耐震診断費のみに対する補助制度の新設や、構造体の耐震化率が全国平均を下回る学校法人が、耐震化以外の施設整備事業に応募する場合は、「構造体の耐震化事業」に応募することを条件とする等により耐震化を促進しているが、今後、引き続き、耐震化への取組状況をフォローアップするとともに、必要な財政支援、耐震化の完了に向けた通知の発出や個別のヒアリング等を実施予定である。	豊 の ごプ
		④医療施設の耐震化【厚生労働省】 ・災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震性が不十分な建物について、耐震補強等を図る。	令和2年度までに80%(全 国)を目指す。(平成29年9	78.7% (令和3年9月1日)	全国の病院	全ての病院に対する全ての建物に耐震性がある病院数の割合	・医療提供体制施設整備交付金(医療施設等耐震整備事業)を通じ財政支援を実施している。また、各都道府県に対し、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介することなどを通じ、耐震化の更なる促進に向けて医療機関に対する周知を行った。		i t
			・災害拠点病院及び救命救急 センターの耐震化率95%(全国)を目指す。(平成29年9 月時点89.4%(全国))	(令和3年9月1日)	全国の災害拠点病院及び救 命救急センター		し、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介するなど、耐震化の更なる促進に向けて周知を	・引き続き、財政支援を継続する。また、各都道府県に対し、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介するなど、耐震化の更なる促進に向けて周知に努めるとともに、毎年実施している病院の耐震改修状況調査の結果を踏まえ、耐震化が完了していない医療機関については、原因を分析するとともに、各都道府県を通じて早期に整備等を進める	î K

	る公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化を図る。特に、地方公共 団体の災害対策本部設置庁舎及	となる警察本部・警察署の耐震 化率平成27年度90%、令和 2年度97%(全国)を目指 す。(平成24年度82%(全国))	(令和4年4月1日)	全国警察国費施設(警察学校、機動隊)及び全国警察補助施設(警察学校、機動隊)	設数の割合	・警察施設の耐災害性の強化を図るため、警察施設の耐震改修や建替え等を行った。	・警察施設の耐震改修や建替え等を行うことにより、順次未完了の警察施設 の耐災害性の強化を図る。	警察庁
	び消防庁舎の耐震化の大幅な進 捗を図る。	・防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%(推進地域の全都府県)を目指す。(平成24年度84.0%(推進地域の全都府県))	96.8% (令和4年10月1日)			・防災拠点となる公共施設の耐震化については、応援職員の受入施設等の整備を伴う建替事業を対象に加えるなど、防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置を拡充するなど地方公共団体の取組を支援した。	5 ・引き続き、防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置を講じるなど地方公共団体の取組を支援する。(令和5年9月1日時点で災害対策本部が設置される庁舎又は代替庁舎の耐震化について、都道府県及び市町村は100%)。	Ę
	省】	・官庁施設について、所要の 耐震性能の確保率100%(全 国)を目指す。(平成24年度 86%(全国))	(令和5年3月31日)	国土交通大臣(官庁営繕部)が整備等を所掌する主な国家機関の建築物のうち、災害応急対策が動に必要な官庁施設及び一般官庁施設	官庁施設の耐震基準を満足する 施設の割合(面積率)	・官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震補強等整備を継続して実施している。 ・大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施している。 ・耐震性能の確保率は毎年度増加しており、順調に進捗していると判断する。	て・今までのベースを維持して、さらに可及的速やかな耐震化完了に努めるべく耐震化を進める。	国土交通省
	象庁】	・震度4以上を観測又は予想した地域について、予想誤差が生 1階級に収まる割合平成27年 度85%以上(全国)を目指 (平成24年度79%(全 国))		-	4以上を観測した地域又は緊急 地震速報で震度4以上を予想し た地域について、震度の予想誤	・気象庁が設置した地震計による観測データをはじめ、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する大深度地震計 (KiK-net) や、地震・津波観測監視システム(DONET)、さらには日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の観測データを取り込み、緊急地震速報への活用を開始した。また、地震が同時多発した場合にも精度よく地震を識別する新手法(IPF法)や、巨大地震発生時にもさらに精度良く震度を予測する新手法(PLUM法)を開発・導入した。		2
	省】(再掲)	90%、令和2年95%、令和 7年までに耐震性が不十分な住	(平成30年)	全国	を有する住宅の戸数の割合	・社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇により、住宅の耐震化を促進した。また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、個別の事情に応じた相談など、一層積極的な取組を行うよう要請した。加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和12年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とした。	・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による 融資、税制優遇等の支援を行う。 ・住宅の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者等と の合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。	
		・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%、令和2年95%(全国)を目すす。(平成20年推計値約80%(全国))ない。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	建築物: 約89%(平成30年) 耐震診断義務付け対 象建築物: 約71%(令和4年3月	物: 全国 耐震診断義務付け対象建築 物:	棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物:	・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象 建築物(耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物(要緊急、要安全))には、重点的な支援を行っ た。 また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物 に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐 震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。	。う。 ・建築物の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者・ カテナント等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検 計する。	国土交通省
国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及について、の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等に	【内閣府、消防庁、経済産業省】 ・大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因す電人の防止を図るため、感せ ゴレーカー等の普及を加速させ					・大規模地震時の電気火災の発生の危険性及びその対策を周知するための動画を内閣府ホームページに公表している。 ・春・秋の全国火災予防運動などの機会を通じ、各消防本部による感震ブレーカーの普及啓発に取り組んでいる。ま	・引き続き、動画をホームページに掲載して普及に努める。 ・引き続き関係省庁と連携するとともに、各消防本部による感震ブレーカー	内閣府(财
でいて検討を行い、目標を設定して推進するとともに、自標を動的にガスを運動する機能を有効に活用した火災対策及び緊急地震速報等を利用した出火防止出火防の開発、安全な電熱器具等の開発	密集市街地については集中的な 取組を行う。このため、具体的 な普及方策について平成26年					た、消防庁においては、地震火災に関する動画を公開するなどし、感震ブレーカーの普及促進を図っている。 ・経済産業省のIPPに、感震ブレーカーのパンフレット等を掲載し、一般家庭の設置者等に対し、普及に向けた情報提供を実施した。	の普及啓発に取り組んでいく。	
入促進等の安全対策を促進す	③電熱器具等への安全装置の整 備等【経済産業省】	・電熱器具等の安全装置付機器 の販売割合を100%(推進地域の全都府県)に近づけること を目指す。	100% (令和5年5月22日)	い電熱器具(電気ストー ブ、鑑賞魚用ヒータ)に関	熱器具(電気ストーブ、鑑賞魚 用ヒータ)についての、関係工	・地震防災対策の必要性の高い電熱器具(電気ストーブ、鑑賞魚用ヒータ)に関して技術基準省令解釈を改正した。	今後も、地震防災対策を含めた製品安全体制の確保を図っていく。	経済産業省

住宅用火災警報器、住宅用消火 器等の住宅火災等を防止する機 器の普及を促進する。	住宅火災の発生地震時の住宅火		炎品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいるほか、住宅防火に関する動画の作成及び公開による広報活動を行っ 火・順		消防庁
国、地方公共団体は、地震に伴いの発生を抑え、 ・ い火災が発生した際の初期消火、 ・ 下が発生した際の初期消火、 ・ 防炎品、住宅用消火、 ・ 大きを図るため、住宅用消火、 ・ ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	炎カーテン等の		炎品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいるほか、住宅防火に関する動画の作成及び公開による広報活動を行っ 火・	後も引き続き各消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動や住宅防 防災キャンペーン等の機会を通じ、住宅用火災警報器、防炎品、住宅用 器等の普及啓発に取り組んでいく。	消防庁
による防災行動の実施可能率の 向上、消火活動を行う常備消 防、消防団及び自らの安全が確 保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防 力自主防災組織等の充実、消防 水利の確保等を図る。	の毎号の沙吐田		・消防団への組織的な協力について、事業所や経済団体に働きかけるよう各地方公共団体に要請。また、被用者の入団 ・ 「デ 促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、消防団活動に積極的に協力している事業所を消防 活動 団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」の普及や地方公共団体における事業所へ 発出しの支援策の導入促進を図っている。	つの理解及び被用者の入団を促すよう、各地方公共団体に対して通知を	消防庁
· 大規模集客施 プリンクラー設 進する。	設におけるス備の耐震化を推			スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」の内容につい 引き続き消防本部や関係事業者等に対して周知を図る。	消防庁
⑤常備消防力の ・消防職員数の 消防の広域化や 防防災施設・設 う。	確保や市町村の 連携・協力、消		の広域化や連携・協力の取組を支援するとともに、これらに伴って必要となる経費に対し、必要な財政処置を講じてい 要望 る。管轄人口10万未満の小規模消防本部数は、同法改正当初は487本部であったが、56本部減少して431本部(令和4 処置	相防庁では自主的な市町村の消防の広域化を推進しているため、市町村の 1等を踏まえ、引き続き消防広域化推進アドバイザーの派遣や必要な財政 1等の支援を行っていく。 1助金制度等を活用し、必要な施設や設備の整備推進を図る。	消防庁
	川の中核的存在 ついて、団員数			報やモデル事業の活用により、女性や若者等の入団を促進し、より一層 員確保を図る。	消防庁
・ 消防団の避難 動を安全に行う 機材、車両、施 及び教育訓練の:	ために必要な資 設等の整備充実			審対応能力の向上のため、消防団の教助用資機材等に対する補助や、消車両の無償貸付事業等を引き続き実施する。	消防庁
災力強化の必要 知識の普及啓発	パー率を100%(推進地域の 全都府県)に近づけることを目 性の周知、防災 を図るととも 等が自主防災組 練等を行い、自 めとする地域の	○ (令和4年4月1日) 目 見	自主防災組織の組織されている リーダーに向けた標準的な教育訓練の教材等を作成し、地方公共団体職員向けにこの教材の活用方法に関する研修会 関の 地域の世帯数の割合 を、令和2年度から令和4年度までに21回実施している。 支援!	「修会の定期的な開催、研修内容や自主防災組織の活性化に関する取組事 HPへの掲載等により、今後も引き続き、自主防災組織のリーダー育成 注による活動の活性化、防災知識の普及啓発等により地域防災力の充実強 図っていく。	消防庁
防庁】 ・緊急消防援助 等の増強や必要 を図るとともに、	隊等の増強【消 + 緊急消防援助隊の平成30 博物の消火部隊 な車両等の整備 、航空部隊の充度6,600隊(全国)(土砂・風 ボットの導入を 即応部隊の創設等)、への増強を 即応部隊の創設等)への増強を 即応部隊の創設等)への増強を 日指す。(平成26年1月1日 現在4,600隊(全国)	(令和5年4月1日)	防援助隊登録隊数 消防援助隊施設整備費補助金により自治体が整備する車両や資機材に対する財政支援を実施。 トラー 点を開 ズ、、 また、	本計画の見直し(第五期基本計画(R6~10年度))において、南海フ地震等の切迫する大規模災害の状況や、災害の傾向など中長期的な観いで、激を化している近年の災害の実態や社会情勢に応じたニー過去の出動状況等を踏まえ、検討を行う。 、必要な消防力を維持するため、近年の災害の傾向を踏まえ、緊急消防、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下	消防庁
	・緊急消防援助隊に配備可能な 消防防災ロボット平成30年度開発完了を目指す。		・「消防防災ロボット」について「平成30年度開発完了を目指す。」としていたことに関しては、計画通り平成30年 ー 度に開発を完了した。		消防庁
	・消防防災ロボットについて、 実戦配備を踏まえた機能の最適 化、準天頂衛星の活用等新技術 の導入を図ることにより、令和 2年度末に量産型仕様の策定を 目指す。	5 5	・「消防防災ロボット」について「令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。」としていたことに関しては、計画通 一り令和2年度末に量産型仕様を策定した。		消防庁
・ 拠点機能形成 大規模風水害対 やヘリポート・ 施設の整備促進	策車両等の車両 救助活動拠点等		・拠点機能形成車については、47都道府県に配備する方針であり、30台が配備済み。 ・ヘリポート・救助活動等拠点施設等については、緊急消防援助隊施設整備費補助金の対象とし、整備を促進。 また、	は点機能形成車の配備について、各都道府県の状況を聞き取り調査し、配 期の見通しを共有しつつ、継続的に隊員の宿営や食事、休息等に関する 支援の重要性を働きかけることにより、配備を促進する。 、ヘリポート・救助活動等拠点施設等については、広域的な大規模災害 生生した際には、航空機の活用が必要であることから整備促進を図ってい	消防庁
・自衛隊等とのる。	9連携強化を図		・自衛隊輸送機等による緊急消防援助隊車両・人員の輸送に関し、訓練等の機会を捉えて、検証が必要な事項について 積載検証を実施		消防庁

木造住宅密集市街地の解消等の 延焼被害軽減対策に計画的に取 り組むとともに、木造住宅密集 市街地付近における避難場所や	③密集市街地の整備【国土交通 省】 ・ 避難地・避難路の整備、建 禁物の不能化・共同化等を進め ることにより、密集市街地にお いて最低限の安全性を確保す る。	密集市街地」の解消割合を令和 2年度までに100%に近づけ ることを目指す。(平成23年 度約4,000ha(推進地域の全市		進地域における地震時等に	域における地震時等に著しく危 険な密集市街地(以下「危険密 集」という。)の面積約 4,000haに対する当該区域にお	・密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組に加え、密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水利、防災備蓄倉庫等)、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等のソフト対策を強化している。なお、令和3年3月に閣議決定した住生活基本計画において、令和12年度までの10年間で危険密集市街地を概ね解消及びソフト対策の実施率を令和7年度までに100%にするという新たな成果指標を設定した。	替への支援のほか、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等を引き続き支援する。 「ちた、事業化に向けた地元住民等の機運を醸成し、ハード面の取組を加速	国土交通省
国及び地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進する。	【国土交通省】 ・急傾斜地崩壊対策事業を実 施する。	・急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、 平成30年度約351千戸、令和5年度約352千戸(推進地域(地震動による基準)の全府県)を目指す。(平成24年度 表約335千戸(推進地域(地震動による基準)の全府県)と目指す。(平成24年度	357千戸 (令和4年3月31日)	進地域の全府県にある急傾		・社会経済上重要な施設や避難地・避難路の保全のための土砂災害対策について、関係機関が連携して事前防災対策と しての砂防施設整備等のハード対策を推進した。	・土砂災害警戒区域(急傾斜地)における急傾斜地崩壊対策を推進する。	国土交通省
	維持増進【林野庁】	年度約54.7千集落(全		都道府県(民有林) 森林管理局(国有林)		・森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するための治山事業を継続的に実施しており、目標に対する進捗率が9割を超えており、目標達成に向けおおむね順調に進捗している。	・おおむね順調に進捗していることから、引き続き取り組みを継続する。	林野庁
	健全な森林の整備等を進め、森 林の国土保全機能の維持増進を 図る。	・適切な間伐等の実施により、市町村森林整備計画等に おいて山地災害防止機能/土場保全機能維持増進森林等に区分 された育成林のうち、機能が良 好に保たれている森林の割合令 和5年度約75%(全国)を目 指す。(平成24年度73. 8%(全国))		全国を対象とする		・伐採後の適確な更新や森林の育成段階に応じた適切な保育、間伐等の施業を実施することにより、国土の保全等の森 林の有する多面的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを推進。	・・令和元年から始まった森林環境譲与税の活用を図りつつ、新たな森林管理 システムの活用や間伐等の低コスト化を推進する。 併せて、適切な保育、間伐等の施業を森林整備事業等により引き続き支援す るほか、令和3年度には「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」 を改正し、同法に基づく支援(法定交付金の交付等)の延長などを措置した ところであり、これらにより森林整備を推進する。	林野庁
盛土造成地の耐震化等の推進等			(令和2年3月30日)	全国市区町村	全国の市区町村に対する大規模 盛土造成地マップの作成・公表 を実施した市区町村の割合	・全国市区町村による大規模盛土造成地マップの作成を支援するとともに、国直轄で一部市区町村の大規模盛土造成地マップを作成・公表した。		国土交通省
	被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、対象の会性の「見ること	・ 液状化ハザードマップの公 表率令和2年度100%(全 国)を目指す。(平成30年度 21%(全国))		全国市区町村	全国の市区町村に対する液状化 ハザードマップ作成・公表を実 施した市区町村の割合	・国直轄で全国の液状化ハザードマップを作成・公表した。	_	国土交通省
国及び地方公共団体は、臨海部 等の軟弱地盤の地域を中心に液 状化対策を推進するとともに、 安価で効果のある対策工法等の 技術開発を促進する。						・大規模地震が発災した際に、発災直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的に耐震強化岸壁の整備をしており、それに合わせ岸壁背後地盤の液状化対策を実施。 ・宅地液状化防止事業等にて、宅地と公共施設の一体的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を支援している。	策を実施。	国土交通省
地震発生時に電気、ガス、上下: 水道等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン連股の耐震化・耐速化等を関めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。	等【経済産業省】 ・長期的かつ広範囲に電力供 給支障が生じないよう、発電・ 送電システム等の耐震性の向上					・地震発生時に、火力発電所の長期脱落による電力供給支障を防ぐことを目的に、系統に与える影響が比較的大きい発電事業の用に供する発電用火力設備を対象に、一定の耐震性を確保することを技術基準に規定(令和元年措置)。 送配電設備の支持物については、風圧荷重が地震荷重より大きくなることから、風圧荷重を考慮することで耐震性を確保するという考え方をとっているところ、令和元年台風15号による鉄塔倒壊事象を受け、送配電設備の支持物の風圧荷重に係る技術基準を見直した(令和2年措置)。 ・発電システムについては、電気事業者より電気事業法に基づく供給計画の提出を通じて、電力需給バランスの状況に係る情報を把握し、安定供給に必要な予備率の確保につとめきた。 ・送電システムについては、将来の系統の絵姿を示すマスタープランを2023年3月に策定した。	関する技術基準は妥当であったと判断。また、設備の復旧迅速化に向けて、 事業者において各種対策の検討を進め、その結果を関係者に共有し、今後の 検討に活用していく。 ・今後も発電システムについては、電気事業者より毎年電気事業法に基づく	経済産業省
		リエチレン管等の高い耐震性を 有する導管の割合令和7年度9 0%を目指す。(平成24年末	(2022年3月31日)	日本ガス協会会員企業(全国)		・次期ガス安全高度化計画において、低圧ガス導管について2030年までに耐震化率を全国平均で95%とする耐震化率目標を定め、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図っている。	・2030年の耐震化率95%の達成に向けて、今後も継続的にガス導管の耐震 化率向上に取組んでいく。	経済産業省
	③上水道の基幹管路の耐震化 【厚生労働省】 ・基幹管路である導水管、送 水管、配水本管の耐震化を図 る。	・上水道の基幹管路の耐震適 合率令和4年度50%(全国) を目指す。(平成29年度3 9.3%(全国))	41.2% (令和4年3月31日)		基幹管路の総延長に対する耐震 適合性のある管の延長	・「全国水道関係担当者会議」等を開催し、これまでの靱化した際の効果等の事例を周知するなど水道事業者等に対して技術的助言を行っている。	・引き続き、防災・滅災、国土強靭化のための5か年加速化対策に取り組み、水道事業者に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化を推進する。	厚生労働省
	⑤下水道施設の耐震化【国土交通省】 ・下水道施設(下水処理場、 ポンプ場、管きょ)の耐震化を 図る。					・大規模な地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために、下水処理場の揚水・沈殿・消毒施設、ポンプ場の揚水施設及び防災拠点と下水処理場を結ぶ管きよ等の耐震化に取り組んでいる。全国の災害時における主要な管きょか、下水処理場及びポンプ場の機能確保率は、令和3年度末時点で、主要な管きよ約55%、下水処理場約40%、ポンプ場約37%であり、順調に進捗している。また、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和4年度までの制度を、令和5年度から令和9年度まで5年間延伸した。	5か年加速化対策などを活用し、耐震化の取組を継続する。	国土交通省
	⑥上下水道、電気、ガス、通信 の復旧体制の充実【厚生労働 省、経済産業省、総務省、国土 交通省】 ・ライフラインの早期復旧の ための体制を充実する。					・総務省においては、通信の早期復旧のための体制として、総務省防災業務計画第8章第2節に基づき、インターネットや電話を用いた複数の手段により確実に電気通信事業者から情報収集又は連絡を取り合う体制を整備しており、担当者の変更等が生じた場合は速やかに体制を最新化することとしている。また、同計画第8章第3節に基づき、電気通信事業者と非常序を想とした通信制線を実施し、災害時に体制が機能するよう取り組んでいる。さらに、総務省においては、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。	施する。	総務省
						電気通信事業者との情報収集・連絡体制について、各種訓練に取り組んでおり、ライフラインの早期復旧のための体制 の充実化が図られている。 また、制度に基づき電気通信事業者に対し必要な対策を求めており、災害に備えた取組が図られている。		

			等)による これまでの また、適切	全国規模の応援体制が構築されている。 災害時においては、上記応援体制が機能したこと		f ・引き続き、都道府県に対して情報提供を依頼するとともに、日本水道協会との情報連絡体制も維持する。	原生労働省
			か、関係者 ・ガス関係 ステムによ ・ガス事業	との密な連携、情報共有のため、保安監督部等か報告規則等に基づき、事業者から供給支障等の報り供給支障状況を迅速に把握する体制を構築。	g告を受ける他、経済産業省が整備しているガス防災支援シ 、導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を構築。	・継続して、関係省庁との連携を円滑に実施するため、定期的に情報連絡 口を更新し対応する。	窓 経済産業省
			BCPの策定		踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを令和2年4月に改	・下水道BCP策定マニュアルを2022年版に改訂したため、改訂内容の周知 行うとともに、下水道BCPのブラッシュアップを推進する。	を国土交通省
通信等の情報インフラの機能を確保するため、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震				フ地震発生時の対応のため各地域に設置された政	枚府現地対策本部施設と霞が関との間のネットワーク(防災 『非常用電源設備等による情報インフラ機能確保を推進。	【中防防災無線関連】 ② ・適切に情報インフラの機能維持が図られているが、効果的かつ効率的な 備等の更新、改善及び機能向上を行うことにより信頼性の向上に努める。	内閣府(防
化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保等の機能停止に至らない対策を進めるほか、携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図る。			回線が復旧 クラウドサ また、ク	されるまでの1週間程度の間も、バックアップ回 一ビスへの接続は可能である。	5庁内LANシステム)においては、商用電源及び商用電配 1線のモバイル化によりインターネットは維持されており、 1接被災しない関係を持つ異なるリージョン間で二重化するこ		デジタル庁
			地帯の縮小	電設備の整備や燃料確保等の対策は適切に実施さ のための対策も実施している。 についても、毎年数回の訓練において、職員へそ		・目標を達成していることから、引き続き適切な維持管理及び訓練に取り組む。	国 宮内庁
			非常用発電 について サービス ・また、 との ・また、 と ため、 令 た	設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけてい 総務省旧等を通じて周知を行っている。制度に基 ついても必要な周知を行っており、災害に備えた 成20年度より、携帯電話等の不感地帯を縮小する 地域においても、国民の利便性向上や安全・安心	びき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、いる。また、電気通信事業者が実施する災害用伝言サービス 基づき必要な対策を求めるとともに、事業者の災害用伝言 正取組が図られている。 ちための補助事業を継続して実施している。近年、道路な の確保の観点から携帯電話サービスの重要性が増している インフラ整備計画」に5 G等による道路カバー率を整備目標	・引き続き、「携帯電話等エリア整備事業」の補助金スキームを活用し、土 方自治体や無線通信事業者等による整備を支援する。	
			MCA無線 な燃料を燃 分の優先を 登録確 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	を配備した。本省に設置している非常用発電設備 料タンクに確保している。また、代替庁舎である 油契約の準備を進めている。省員の安否確認シス 0%を達成できるよう努めている。安百確認シス ステムの送信訓練を行ってきたが、年職で複数回の 頼している。当省では特に在外公館職員が帰っかけ 員には登録案内の用紙を配布して登録を働きかけ		Ī	
			・令和4年月 別棟である ・平成24年 ・令和3年3		入する際、免震構造のサーバ室に情報システムを構築し、	・次期システムの更新においても、現行システムと同等以上のバックアップの仕組みを構築する。 ・施設の免震化、耐震化については、現状維持に努める。 ・非常用発電設備の燃料保管については、現状維持に努める。 ・燃料確保対策については、現状維持に努める。	プ 国土地理院
の耐震改修、鉄道の脱線対策、 岸壁、臨港交通施設等の耐震改	【海上保安庁】 ・ 灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保 護し、海水の浸入防止対策を図る。			減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に 約84%)に海水侵入防止対策を実施し、目標達		6 ・令和7年度末までに461基(100%)という目標達成に向け、引き着き航路標識の海水侵入防止対策の取り組みを継続する	売 海上保安庁
修等を促進するとともに、交通機能が寸断することがないよ代替輸送が地域外を活用した代替輸送や水上向路・代内の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。			緊急和送道年月 【 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	となっており、目標達成に向け順調に進捗してい施している業務監査において、代替輸送に係る他の耐震対策により、地震発生後における救急、救き港の割合については、70%(令和2年度)から7 おける施設の早期復旧等を図るため、各空港で第計画を策定し、新幹線や高速道路等、線状のイン	化率84%の達成を目標としている。 主要駅や高架橋等の耐震補強を推進している。進捗率は	・引き続き耐震強化岸壁等の港湾施設の整備等を推進。	国土交通省

青造の構築 ()	の津波に対応できるよう、必要 に応じて、海岸堤防等について 計画を見直し、海岸堤防等の整	【国土交通省】 ・ 切迫する巨大地震・津波等 に備え、津波浸水被害リスクの 高い地域等において、河川堤防 の耐震化と水門・樋門等の耐震	2年度約75%を目指す。(平成26年度約37%)	(令和3年3月)	直下地震等の大規模地震が 想定されている地域等 南海トラフ巨大地震・首都 直下地震等の大規模地震が	想定される区間において、耐震 対策等が必要な河川堤防の延長 のうち対策を実施した延長の割 合 耐震対策が必要とされた治水上 重要な水門・樋門等のうち、対		・同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。 ・同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	
: † ***********************************	が期待される海岸防災林の整備 を推進する。また、津波が海 長院等を経流した場合でも、 と 背地の被害の軽減を図るためで を を を を を を を が き が き が き が き が き が き が	林水産省、国土交通省】 ・津波等による浸水から防護	す。 (平成26年度約32%) ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防の整備率令和2年度約69%を目指す。 (平成26年度約39%)		直下地震等の大規模地震が 想定されている地域等(具	る海岸堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している海岸延長の割合	・地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を実施した。	引・引き続き、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の取組を推進する。	農林水産省国土交通省
			・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化の整備率令和2年度約82%を目指す。(平成26年度約43%)			必要な水門・樋門等のうち、対 策を実施した施設の割合	・平成26年度から農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し、水門・陸閘等の整備・運用計画策定に要する経費を追加した。 ・水門、陸閘等の統廃合、自動化・遼隔操作化等を実施した。	・引き続き、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の取組を推進する。	- 国土交通省 農林水産省
A157 A 178	生時に重要な役割を担う行政関 連施設、学校、要配慮者に関わ る社会福祉施設や医療施設等の 施設の耐浪化等を推進するとと	等)の指定【内閣府、消防庁】 ・津波避難ビル等のガイドラ インの普及、意識啓発活動等を 実施することにより、津波避難ビル等の指定を推	避難が困難な地域を有する全国 の市町村)を目指す。(参考	71% (令和3年4月1日)		津波避難タワーがある割合	・平成29年7月に全国各地で指定が進められている津波避難ビル等の優良な取組を「事例集」としてとりまとめ、併せて、津波避難ビル等に係る各種規定等を整理し、自治体へ周知・依頼することにより、津波避難ビル等の指定を推進している。 ・また、津波防災の重要性については、毎年津波防災イベントを実施し、普及啓発を行っている。	・引き続き、全国の津波避難ビル等の指定状況を調査し、調査結果をホーム ページや会議等で公表・周知するとともに、津波防災の重要性について、津 波防災イベント等を活用しながら、普及啓発に努める	内閣府(防災) :
Ē	の浸水の危険性の低い場所に移 転するなど、想定される津波の 高さや立地条件等の各地域の実 情等を終まえた津波対策を講じ						・津波避難ビル等の指定を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、津波避難計画の策定 状況等の調査を行い、調査結果を周知している。	・引き続き避難施設の指定を含む津波避難計画の策定に係る地方財政措置を 講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
2 7 1	対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を対	ベル2の津波への 災害に強い地域を 通省】 ・津波襲来時の一時的な避難 ・情や将来像等を踏 拠点としての機能 スクに対応した土 拠点としての機能					・学校施設の津波対策についての基本的な考え方、具体的な計画・設計上の留意点をまとめた報告書を作成し、学校設置者等へ周知するとともに、講習会の開催や財政支援制度などにより、学校設置者等に対し必要な取り組みの実施を低している。		
							【医療施設】 ・医療施設の高台移転を支援するため、医療提供体制施設整備交付金及び医療施設等施設整備費補助金(南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業)による財政支援を実施している 【介護施設】 ・集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる介護施設に対して、地域医療介護総合確保基金による財政支援を実施。	フ地震に係る津波避難対策緊急事業)による財政支援を継続する。 【介護施設】	厚生労働省
							・津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保すると ともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、 官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。	・引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。	
J	国は、海上交通に必要不可欠な 防路標識の機能を確保するた か、海水浸入防止対策を推進す るものとする。	【海上保安庁】(再掲)					・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに、対象となる461基のうち 388基(約84%)に海水侵入防止対策を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。	・令和7年度末までに461基(100%)という目標達成に向け、引き続き航路標識の海水侵入防止対策の取り組みを継続する	海上保安庁
		護し、海水の浸入防止対策を図る。							

避難の確保	波災害警戒区域の指定を行うと ・ 津波ハザードマップ作成マともに、沿岸市町村は、都府県 ニュアル等の普及促進、海底地の津波浸水想定や市町村地域防 形データの提供により、市町村	ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につるなる訓練を実施した市団にあり割る100%(推進地域にありり津波災害警戒区域を含む市団がまた。(平成30年3月7	災害警戒区域を含む市町村	災害警戒区域を含む市町村のう	・ハザードマップ作成の手引きの周知、ハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。 また、都道府県や市町村を対象とした研修等を行い、訓練実施を促した。	・・引き続きハザードマップの作成及び避難訓練の実施に対する支援を継続する。 。	国土交通省
	災計画に定めた警戒避難体制に の津波ハザードマップの作成支				- 毎年度、総合防災訓練大綱を策定し、政府においては、緊急地震速報訓練や地方公共団体等と連携して地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施している。地方公共団体等に対しては、津波災害を踏まえた訓練の実施を促しており、また、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動等を積極的に加えるよう促している。 - 11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。	i 続的に地方公共団体と共催の「地震・津波防災訓練」を実施する。	内閣府(防災)
					・津波浸水想定の設定を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き津波ハザードマップの周知に関する事項を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
					・農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等により、自治体の津波・高潮ハザードマップの作成を支援している。	・引き続きハザードマップの作成に対する支援を継続する。	農林水産省 国土交通省
					・南海トラフ地震による津波被害が予想される地域の市町村の津波ハザードマップ作成を支援するため、海底地形データの整備と提供を行った。	- ・市町村のハザードマップの最新維持に対応するため、海底地形データの継続的な提供を実施する。	
		・ 国と地方公共団体等が協力 して、津波情報等伝達・提供訓 練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、			・避難訓練の実施を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	とともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	
		避難・誘導訓練等の津波防災総 合訓練を毎年実施する。			・毎年、「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体等と連携し、南海トラフ巨大地震による津波を想定した大規模 津波防災総合訓練が実施されており、目標は達成できている。 	・引き続き訓練を継続的に実施し、内容の充実を図ることで、総合防災力の向上を目指す。	国土交通省
					・例年、「防災週間」及び「津波防災の日」を中心とした期間に関係機関等と津波防災に関する合同訓練を実施し、防災意識の高揚、防災知識の普及及び防災体制の整備に努めている。	5 ・全庁的に津波防災に関する関係機関との合同訓練を実施することにより、 住民の防災意識の向上に寄与。 引き続き、関係機関との合同訓練等を実施し、住民のさらなる防災意識の向 上を図る。	海上保安庁
	れる河川等を含む。以下同 じ。)を有する全ての市町村 は、地域特性等を踏まえ、津波 計画の策定を推進する。 による浸水想定区域の設定、南 ラフ地震が発生した場合に おいて、津波により選難が必要	・津波避難計画の策定率10 0%(推進地域の海岸線等を有 する全ての市町村)を目指す。 (平成30年12月時点99. 1%(推進地域の海岸線等を有 する全ての市町村))	海岸線を有しないが津波に よる被害を想定している市	海岸線を有する市町村及び海岸線を有しないが津波による被害を想定している市町村のうち、 津波避難計画を策定した市町村の割合	・津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を 支援した。	・引き続き津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、適宜 支援するなど同計画の充実化を図る。	消防庁
	となることが想定される地域 (地方公共団体が作成したハ ガードマップ等に基づき各地 が上り、 が一になりでいる。 から。)の作と、避難増新の一、選 路等の指定、選難指示の具体的な選難指 に、達定、選難指示の異体的 な発令基準を作成する。 が を発令基準の具体的 な発令基準の関連が とで発令を 選難が 要配慮者の避難対等を記載し た津波避難計画を策定するとと もに、その際、避難難が 要を可とと として、を 要配慮者を が 要配慮者を が 変更配慮者を が 変更配慮者を が 変更配慮者を が 変更配慮者を が 変更配慮者を が 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の 変更配慮者を の の の の の の の の の の の の の の の の の の の				・避難指示の発令基準を含む「避難情報に関するガイドライン」の策定については、ガイドラインの改定内容を周知するとともに、地方財政措置を講じ地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き避難指示の基準を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じる とともに、助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
;	不特定多数の者が利用する施設 ⑦港内における船舶津波対策のの管理者、港湾管理者、危険物 充実 (海上保安庁) ・ 地域特性に応じた港内にお管理者等は、津波避難計画を含ける船舶津波対策の充実を図む津波への対応策について、策を、見直しを行う。				・気象庁からの津波にかかる警報報等が発表された際、速やかに港内にある船舶が執るべき対応について、定期的に各港に設置されている協議会等で確認するとともに、港長(又は海上保安部長等)からの勧告等が確実に周知されるよう、年1回以上の情報伝達体制の点検・確認を実施した。		
	・地震により発生が予測され る津波の挙動を図示した津波防 災情報図を整備・提供すること で、船舶の津波対策や避泊水域 の検討など、港湾内の船舶の津 波防災対策を支援する。				・重要港湾、船舶交通のふくそう海域等から選んだ109海域について、優先順位をつけ、南海トラフ地震の被害最大モデルを用いた津波防災情報図の整備と提供を実施した。	・海しる等を活用した津波防災情報図の継続的なデータ提供を実施する	海上保安庁

避難場所・避難施設、避難路 避難階段等については、これま でレベル1の準波を想定した整 備が図られてきたが、地方公共 団体は、これらの施設につい て、レベル2の津波にも対応で	【農林水産省、国土交通省】 ・早期避難が可能となるよう ・ 起難路、海岸堤防スロープ 等の避難用通路の整備を推進する。					・津波避難対策緊急事業としての避難路、管理用通路の整備及び避難通路の設置(堤防スローブ等)について、補助率 を嵩上げして整備を推進した。(対策推進に向けた補助率嵩上げは実施済み。)	・引き続き、地方公共団体による避難路、管理用通路の整備及び避難通路の 設置(堤防スロープ等)に対する支援を継続する。	D 農林水産省 国土交通省
きるよう、津波浸水想定等を踏まえ、整備・指定等を着まえ、整備・指定等を着実に推進するとともに、国の取組に対する地方公共団体の取組に対する総合的な支援を推進する。						・津波避難対策緊急事業としての避難場所・避難施設の整備(津波避難タワー等)について、補助率を嵩上げして整備 を推進した。	・引き続き、地方公共団体による避難場所・避難施設の整備に対する支援を 継続する。	国土交通省
長い揺れが続けば逃げる」、 「大津波警報等を見聞きしたら	・津波警報等を的確に発表す るとともに、沖合津波観測デー	・より高度な津波シミュレーション技術を用いた津波警報等の更新のための沖合津波智利 データについて、平成26年度35観測地点以上(全国)の活用を目指す。(平成24年度0観測地点)	(平成31年2月28日)	-	津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖 合津波観測点の数を指標とす る。	・国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用している地震・津波観測監視システム(DONET)の海底津波計51地点及び日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の海底津波計150地点のデータを取得し、津波警報の更新等に活用している。。また、複数の沖合観測点で観測される津波波形データを用いて、より精度良く津波の高さを予測する手法(tFISH)を新たに開発し、平成31年3月より津波警報等の更新に活用している。	・引き続き、沖合津波観測データを活用し、津波警報等を的確に運用するとともに、処理システムの更新に合わせて、処理手法の改善の検討を進める。	. 気象庁
ように、防災行政無線、Jア ラート(全国瞬時警報システ ム)、Lアラート(災害情報共 有システム)、テレビ(ワンセ グを含む。)、ラジオ(コミュ	多様な防災情報伝達手段の整備 【消防庁】 ・ 防災行政無線(同報系)を 始め災害時に迅速かつ的確に情	・防災行政無線(同報系)の整備率100%(推進地域の全市町村)を目指す。(平成25年3月83%(推進地域の全市町村)計)		推進地域の市区町村	推進地域の市区町村に対する整 備済みの市区町村数の割合		・防災行政無線(同報系)の整備率100%を目指し、各種会議の場等での 周知やアドバイザー派遣等を引き続き行っていく。	消防庁
(ソーシャルネットワークサー ビス)を含む。)、緊急警報放 送、インターネット等を用いた	報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。	・緊急速報メールの整備率1 00% (推進地域の全市町村) を目指す。(平成26年2月8 7% (推進地域の全市町村))	100% (平成31年3月31 日)	推進地域の市区町村	推進地域の市区町村に対する整 備済みの市区町村数の割合	・各種会議の場等での周知により整備の促進を図った。 全市区町村が整備し運用中である。	・継続して緊急速報メールを活用してもらうよう各種会議の場等にて周知を 行っていく。	消防庁
伝達手段の多重化・多様化や高 度化、発信する情報の多様化 等、災害時に確実に伝達できる 人員配置、訓練の実施等を推進 する。		・Jアラート自動起動機の整備 率平成26年度100%(全 国)を目指す。(平成25年5月78.0%(全国))	100% (平成28年5月1日)	全国市区町村	全国1,741市区町村に対し、自 動配信する仕組みの割合	・平成19年2月のJアラートの運用開始から受信機、自動起動装置の設置、普及を行ってきた。また、毎年、調査を 行い、普及に努めた。	_	消防庁
	⑤Lアラート情報の迅速かつ確 実な伝達のための高度化の推進 【総務省】 ・Lアラート情報を迅速かつ確 実に伝達するため、高度化を進 める。	を災害対応支援システムに機能 拡張する際の標準仕様を令和元 年度末までに策定する。		-	-	・Lアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様を策定	_	総務省
						・南海トラフ地震臨時情報の更なる周知については、情報発表時に地方公共団体や企業等がとるべき防災対応をまとめたガイドライン、国民の理解を促すために分かりやすく解説したリーフレット・マンガ冊子・映像資料を内閣府ホームページで公表した。 ・津波防災の重要性について、啓発ポスター・ピンパッジ等を作成するとともに、津波防災に関する啓発イベントを実施するなど、津波防災の重要性について普及啓発を行っている。	や関連団体と協力及び講演会等でも配布し、積極的な普及拡大に努める。 ・引き続き、啓発ポスター・ピンバッチ等を作成するとともに、津波防災イ	
						・首相官邸IPPや首相官邸SNSを用いて、多重的に適時的確な情報発信を実施している。また、Jアラート(全国瞬時警報システム)と首相官邸Twitterを連携し、Jアラートが発動された場合は、瞬時にTwitterに自動投稿される仕組みを構築している。 ・更に、当番制により常時災害時の対応に備えた体制を確保するとともに、情報伝達の訓練を実施している。 ・こうした伝達手段の多重化・多様化、日常的な訓練の実施等により、災害時に確実に伝達できる体制を確保できていると考える。		内閣官房
						・緊急地震速報対応行動訓練を年に複数回(3月・6月・11月頃)実施している。また、日々の業務の一環として、無線交信訓練等を実施し、職員への教育に取り組んでいる。災害対策における人員は、当直業務により配置している。	・目標を達成していることから、引き続き訓練等に取り組む。	宮内庁
						・「デジタル庁の所掌事務に係る非常事態への対応状況等について適切な広報活動を行うため、非常事態の発生後速やかに、報道発表及び情報提供が可能な体制を整えるとともに、デジタル庁ホームページ及びソーシャルメディア等の媒体を活用し、積極的な情報発信を行う。」旨を業務継続計画に明記しており、求めや必要に応じて、それらの手段を用いて、積極的な情報発信を行う。	る人員配置、訓練について令和5年度中目途で整理する。	
						・南海トラフ地震防災対策推進地域にある全官署において、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達等に関する訓練を行っている。	・引き続き訓練を行い、実効性のある体制を構築していく。	法務省
						警察庁は毎年「総合防災訓練大綱」「防災週間」及び「津波防災の日」の中央防災会議決定を受け、全国警察に訓練の推進について通達を発出し、訓練への取組みを働きかけている。	た普及啓発に務めていく。	
						・外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信しているサイト等の紹介を行う。また、東京都と連携し、東京都が毎年開催している在京大使館向け防災説明会にて多言語の災害情報サイトについて周知している。令和4年度は新型コロナ感染症対策で前年は開催されなかった同防災説明会に参加した。また、同説明会に参加した複数の在日外国公館からの防災設備等に関する照会に対し対応し、在日外国公館における防災意識の向上に寄与している。	る照会に対しては、多言語の災害情報サイトの周知等を行っていく。また、 東京都との連携を継続し、東京都が開催する在京大使館向け防災説明会に引	
						・災害時における安否確認や参集指示が可能な「緊急時情報連絡システム」を導入しているほか、衛星携帯電話やMCA 無線の導入等、通信手段の多重化も行っている。 ・また、財務省BCPや省内各部局の非常時優先業務マニュアル等の規程により人員配置を行っているとともに、毎年、 全職員を対象とした安否確認訓練や、地方支分部局からの情報集約訓練を実施している。	・引き続き、規程の見直しをはじめ、必要な訓練を実施することで、災害時の情報伝達体制の整備に取り組む。	財務省
						・『「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』を作成・公開し、「学校安全行政担当者連絡協議会」において、各都道府県・指定都市教育委員会等の学校安全担当者に対して、各学校の危機管理マニュアルに防災教育及び訓練の実施について記載し、実行する必要があることを伝達した。また、教育委員会職員や教職員を対象とした「学校安全基礎セミナー」や「学校安全ワークショップ」において、危機管理マニュアルの作成・見直しに関する講義を実施した。	ル」等の評価・見直しガイドライン』を活用を促す研修会等を実施し、必要	7 文部科学省

						省内で、災害発生時にも緊急連絡が可能な体制を組んでいる。また、災害発生時の緊急連絡を想定した訓練を行って	【本省】 ・人事異動によるパフォーマンスの低下を最小限に抑制する。	厚生労働省
							【医療施設】 · 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を継続。	
						・災害時に対外広報を行う広報班において、省内防災訓練の企画調整及び訓練への防災担当官の参加を通じて、体制の 構築・改善を行った。省内訓練を通じて、体制の確認、課題抽出、今後の方向性に関する検討を行い、関係者間での連 携を強化した。	・引き続き定期的な訓練を通じて、より効果的、効率的に実施できる体制構 像に向けた改善を行う。	経済産業省
						・重要港湾、船舶交通のふくそう海域等から選んだ109海域について、優先順位をつけ、南海トラフ地震の被害最大モデルを用いた津波防災情報図の整備と提供を実施した。	- 海しる等を活用した津波防災情報図の継続的なデータ提供を実施する。	海上保安庁
線の充実 滑 時でたた、 蓄害で	に活用されるためには、平常し から防災情報にいて理解 おくことが重要である。ま 、過去の災害の情報や教訓を 積・解析し、繰りすことが重要 の対策に活かる重要 ある。このため、国、地方公	· 防災研修の推進により、地 方公共団体の首長及び職員等の				・平成26年度より、全国の市特別区長及び町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催するとともに、令和2年度より、地方公共団体の防災責任者等を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」等を毎 代年実施している。更に、地域防災力の強化に向け、平成25年度より、国・地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修等を毎年実施している。		内閣府(防災
報						・避難情報の発令判断等に関するシミュレーション訓練を平成30年度から毎年実施するとともに、被災首長による講演を含む「全国防災・危機管理トップセミナー」を市長向けは平成26年度から、町村長向けは平成29年度から、それを未毎年実施することで、地方公共団体の取組を支援している。		/ 消防庁
		防庁、文部科学省、国土交省】 ・防災教育の推進により、	②防災教育の推進【内閣府、消 防庁、文部科学省、国土交通 省】 ・ 防災教育の推進により、地 域住民及び児童生徒等の防災知 識等の普及を図る。				・昭和60年度より、防災意識の向上を図るべく、防災ポスターコンクールを実施。平成16年度からは、全国の防災教育。に意欲を持つ団体・学校・個人等から防災教育チャレンジブランを募集し、令和4年度末時点で延べ340件以上の取 2組事例の支援を実施。また、平成28年度には教育コンテンツの作成・提供(自助・共助の重要性を啓発する動画をホームページへ掲載)を行った。さらに、地区居住者等が普段から地域の災害リスクを把握し、計画を立てるなどの「地区防災計画」の策定を推進している。	ノジプランについて新たに学校と企業の連携に取り組むなど更なる防災意識
						・「児童生徒等に対する防災教育の実施について」(令和3年12月1日付け消防地第416号・同日付け文部科学省事務 連絡)を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員が参画し、体験的・実践的な防災教育 の推進に取り組むよう都道府県・市町村に要請した。		
						・学習指導要領の改訂に合わせ『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を作成し、教職員等向けの研修会等を実施して、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、地域の特性等に応じて教育課程を編成するよう促した。「学校安全の推進に関する取組状況調査」において、災害安全について指導していると回答した学校の割合94.9%(令和3年度実績)		文部科学省
								2
		府、消防庁、国土交通省】 ・各市町村において、津波避 難訓練を実施する。	・津波避難訓練の実施のための 助言・指導を行うことにより、 津波避難訓練を毎年実施する市 町村の割合100%(推進地域 の全沿岸市町村)を目指す。	推進地域において、海岸線 を有する市区町村、海岸線 を有しないが津波の遡上等 で被害が想定される市区町 村	以上津波避難訓練を実施した市	・毎年度、総合防災訓練大綱を策定し、政府においては、緊急地震速報訓練や地方公共団体等と連携して地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を、10か所程度で実施している。・地方公共団体等に対しては、総合防災訓練大綱等により、津波災害を踏まえた訓練の実施を促しており、また、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動等を積極的に加えるよう促している。・11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。	・引き続き、総合防災訓練大綱により津波避難訓練の実施を促すともに、継 売的に地方公共団体と共催の「地震・津波防災訓練」を実施する。	内閣府(防災
						・毎年、「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体等と連携し、南海トラフ巨大地震による津波を想定した大規模・ 津波防災総合訓練が実施されており、目標は達成できている。	· 引き続き訓練を継続的に実施し、内容の充実を図ることで、総合防災力の 向上を目指す。) 国土交通省
·連携 テロス をもラ調体い ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	及び地方公共団体は、ボランンイアの自主性を尊重しつつ、メアの自主性を尊重しつつ、本赤十字社、社会福祉協議会びNPO等との連携を図るとと、中間である。とのは、中間である。とのは、アイアの組織りり、次活動を構築でラティアの活動で、変活が円にのを備をのようものとする。					・多様な主体間における連携促進のための研修会を毎年開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境 整備を進めている。 また、全国域の災害中間支援組織であるJVOADと令和元年5月にタイアップ宣言をし、平時から全国域での連携強化に 努めるとともに、JVOADが進める都道府県域の中間支援組織の育成に協力している。 都道府県域において、三者連携体の設置や中間支援組織の育成が進んでおり、ボランティアが活動するための環境整備 が着実に進んでいる。	カ、全国域の災害中間支援組織であるJVOADや、自治体等とも連携を図りな	内閣府(防ジ

PP連度テうの保力うをす 国はすンズラ受も入国アるに点	及び情災で制ン行動確保行 (本年)、イ体拠、策情、る 、、るテのン入のれ人とからご提供行 は、イクを強力を強力を強力を対するを対するを対すると、の一般で 、の一般で制ン行動では、一般で 、で制ン行動では、一ので 、の一般で 、で制ン行動で 、で制ン行動で 、で制ン行動で 、で制ン行動で 、イ体拠、で 、イ体拠、で 、イ体拠、で 、イ体拠、で 、イ体拠、で 、イ体拠、を 、イ体拠、を 、イ体拠、を 、イ体拠、を 、イ体拠、を 、イ体拠、を 、イ体型、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、			* 多様な主体間における連携促進のための研修会を開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境整備 ・引き続き、都道府県域の三者連携を推進するとともに、目値から、自治体 を進めている。	·(防災)
祉間物る団出	及び地方公共団体は、社会福協議会、NPO等関係機関とので、被災家屋からの災害廃棄で、がれき、ませ砂の撤去等に乗車を構築し、地方公・排車体は、災害廃棄策物の分別・排車方法等に係る旅・周知を進るものとする。			・平成31年4月に内閣府(防災)、環境省、全国社会福祉協議会、全国災害ボランティア支援団体ネットワークの連名で、「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について」を発出し、都道府県、都道府県社会 滑・迅速に産業廃棄物処理を行ったように、各地域の優良事例を広く共有 役) 「決事に産業廃棄物処理を行ったように、各地域の優良事例を広く共有 投) し、全国の様々な地域において、発災時の円貨を放っている。 「現事に発出し、あらためて周知を図っている。 「環境省では社会福祉協議会やボランティア関係NPO団体と平時から連携し、発災時の被災家屋からの災害廃棄物の撤 ボランティア団体と平時から引き続き顔の見える関係構築を行っていく。 環境省 に係る連絡体制を構築している。	
びま	方公共団体は、災害の状況及 ポランティアの活動予定を踏 えて、片付けごみなどの収集 搬を行うよう努めるものとす。			・災害廃棄物対策指針において、災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時な ・送を住民、ボランティアに周知することを記載しているほか、大規模災害発生時には同様の内容を盛り込んだ事務連絡 に関する内容を記載している事務連絡などを用いて、引き続きボランティア を発出している。 ・災害廃棄物の収集運搬の検討について地方自治体に周知を行う。 ・災害廃棄物対策指針(平成30年改定)において、災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所、仮置場の ・災害廃棄物対策指針(平成30年改定)において、災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所、仮置場の ・災害廃棄物対策指針(平成30年改定)において、災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や仮置場の場所、仮置場の ・災害廃棄物が放去等に係る広報・周知に関する内容を記載している事務連	
				持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知することを記載しているほか、大規模災害発生時には同様の内容を 盛り込んだ事務連絡を発災後速やかに発出している。 環境省	ì
力の向上 情 ス り し	3、地方公共団体は、被害想や施設の耐震特性等に関する 報を始めとする地域の災害リク情報を整備が がする地であれていた。 がすい表現方法と与罪有を図、 、防災意識の向上を進める。			・平成27年12月に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」をとりまとめた。この報告書では、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物において、超高層建築物等における南海トラフ以いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物において、超高層建築物等における南海トラフ以いてとりまとめた。・平成28年3月、「災害種別避難誘導標識システム(JIS 29098)」による案内板等の整備・で成28年3月、「災害種別避難誘導標識システム(JIS 29098)」による案内板等の整備において、消防庁とともに全国の地方公共団体に対し、対策が進められている。・「災害種別避難誘導練論システム(JIS 29098)」による案内板等の整備にしたのを受け、関係所省庁等による避難場所等の案内板等の整備取組について、消防庁とともに全国の地方公共団体に対し、対策が進められている。・「災害種別避難誘導線論システム(JIS 29098)」による案内板等の整備においてを受け、関係の事情が進むよう、引き続き、音及啓発にためを受け、関係所省庁等による避難場所等の案内板等の整備取組について、消防庁とともに全国の地方公共団体に対しては、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、音及啓発に対しては、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、音及啓発に対しては、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、音及啓発に対しては、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、音及啓発に大きなお、18022578条行に伴う、今後のJIS改正についても、経産省など関係所は内容と連携を図り、適切な普及啓発に努める。当初な音及啓発に努める。当初な音及啓発に対しては、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、音及啓発に大きると関係の事情が進むよう、引き続き、音及啓発に大き種のようには、18022578条行に伴う、今後のJIS改正についても、経産省など関係の事情が進むまう、引き続き、音及啓発に対しる理解を表しては、関係の事情が進むよう、引き続き、音及啓発に対しないまでは、18022578条行に伴う、今後のJISな正については、発音を対しては、第1222578条行に伴う、今後のJISな正についても、経産省など関係を含まると関係の事情が進むよう、引き続き、音及啓発に対しると、18022578条行に伴う、今後のJISな正についても、経産省など関係を含まると関係の表し、18022578を発信を図り、適切な音及啓発に対しると表し、18022578条行に伴う、今後のJISな正については、発音を対しては、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴う、18022578条行に伴うなが進めらいては、18022578条行に伴うないでは、18022578条行に伴うないでは、18022578条行に伴うないでは、18022578条行に伴うないでは、18022578条行に伴う、18022578条行に伴うないでは、18022578を発信を持続されている。18022578を表に表していると思いを表に表していると思いを表に表しまする。18022578を表に表しますると思いを表に表に表しますると思いを表しますると思いを表に表しますると思いを表に表しますると思いを表に表しますると思いを表に表します	· (防
				・地震に関する災害リスク情報を住民が容易に検索できるよう、ハザードマップボータルサイトにて、国及び県が作成した地震に関する災害リスク情報や、市町村が作成した地震に関するハザードマップへのリンクを掲載している。 コニタ ファイル ロードマップボータルサイトにリンクを掲載し、情報の充実を図る。 コニタ ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・	通省
	-			・地域の災害リスク評価の基礎となる地形分類情報について、人口が集中するも未整備となっている地域を整備すると ともに、整備した地形分類情報をホームページで公開している。	理院

	中核となる消防団の人員・装 備・施設を充完させるととも に、平常時か図り、自主ュニティの再生を率のり、自上、手 糖活動力バー用上、手自の別 出困難者救出用の資機材等の日主防災組織への配備等により自	・ 自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災 知識の普及啓発を 図るとともに、消防職団員等が を行い、自主 防災組織を始めとする地域の防 災リーダーの育成を図る。	バー率100% (推進地域の全 都府県)を目指す。 (平成25年4月1日現在7 9.5% (推進地域の全都府 県))	90% (令和4年4月1日)	推進地域内の全世帯数	推進地域内の全世帯数に対する 自主防災組織の組織されている 地域の世帯数の割合		閣府(防
	国は、地方公共団体が被災後に 早期かつ的確に市街地復興計画 を策定できるよう、復興事前準 備の取組を推進する。	i 					・平成30年に復興事前準備に関するガイドラインを策定するとともに、令和2年度に復旧・復興まちづくりサポーター制度を創設し、定期的に連絡会議を開催し、自治体に情報提供をしている。また、令和4年度から事前復興まちづくり計画策定に対する財政支援を実施している。さらに令和4年度に復興事前準備の取組についての事例集をとりまとめ、令和5年度に復興まちづくりの目標や実施方針等をとりまとめた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを公表することで復興事前準備の取組を推進してきたところ。	土交通省
4 長周期対策	地震動 国、 関係機関は、 集周期地震動 及びそれが高層建築物や長の専門的な検討き続きでいる。 国は、新築の超高層建計用るるには、新築の超高層設計用るを設定が開始である。 田は、新集の超高層設計用る検証を開始機動において性において長周改物とともに、 既長周改物を支援、 既長周改・ 世方公が、 世方と 世方公が、 世方公が、 世方公が、 世方と						・平成27年12月に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」をとりまとめた。この報告書では、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物において、超高層建築物等における南海トラフは、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動が集ました。 中域 はいの巨大地震による長周期地震動対策についてとりまとめられ、地方公共はある最上階の揺れ、構造躯体への影響、室内の家具の移動・転倒、人の行動への影響等を評価し、必要となる対策についてとりまとめた。 中域 はいてとりまとめた。	
	は、長周期地震動等による石油 コンピナート施設の被害の防止 や低減のための対策を引き続き 推進する。						浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所については、全て基準適合済み(休止中タンクを除く。)。浮き蓋を有する特 定屋外タンク貯蔵所については、令和5年3月29日付消防危第67号「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋 外タンク貯蔵所の基準適合の徹底について」を発出し、基準適合について推進。	方庁
							・高圧ガス設備を保有する事業者に対し、耐震補強対策の支援を実施。また、高圧ガス設備の耐震設計に係る調査を実 施。 ・最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助。	各産業省
							・超高層建築物等の構造計算に用いる南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の設計用地震動を策定した。長周期地震動の対象地域内の既存の超高層建築物等における長周期地震動の対象地域内の既存の超高層建築物等における長周期地震動の対象地域内の既存の超高層建築物等における長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進する。全性の検証を促進しているところ。全性の検証を促進しているところ。 全性の検証を促進しているところ。 ・引き続き、各企業による護岸等の耐震化の取組が進められるよう、これま・港湾における民有護岸等の耐震対策を推進するため、無利子貸付制度や、固定資産税の特例措置を設けて支援を行うとともに、平成30年6月に「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン」を策定し、技術的な支援を行っている。	土交通省

第4節 災害発 1 災害対応体制 国は、甚大な被害に 生時の対応に係 の構築 る事前の備え の構築	或が発生す		・災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備している。	・今後とも災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制を整備していく 内閣官房
国は、政府の現地対				
いて、あらかじめ地 ごと(中部・近畿・ 等)に復か計画し、 分部局との連携等に	四国・九州 国の地方支		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2(3)において、緊急災害現地対策本部の 設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携について定めている。 また、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等	・今後も引き続き、具体計画および業務マニュアルを必要に応じて適切に見 内閣府 (防災) 直していく。
共団体の災害対策本 機関との連携強化や	部等の関係 青報共有化		の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する旨を規定。 加えて、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル、現地対策本部業務マニュアルを策定し、各対策本部が災害時にと	
を図り、更にはライ 業者・民間物流事業	皆等との連		るべき対応を定めるとともに、本マニュアルに沿った防災訓練を実施。 ・令和元年台風第15号・第19号での被害を踏まえ、関係する省庁、都府県(市町村)、ライフライン事業者等の代表	
終調整の体制をあら ておく。	かじめ整え		者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマに沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催する旨を具体計画と業務マニュアルに規定。	
			・業務マニュアルに沿った訓練を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実効性を高めている。	
				日標が実ポープルフォル・コキ体も火体界により大陸制体が体はでいく。
			・当直員等による定期的な「業務無線訓練」や防災訓練における被災時を想定した各施設との交信訓練を実施している。 る。 当直員等が交信訓練を行うことにより、情報の伝達方法を広く周知できている。	・日保を達成しているため、行き続き自直員による文信訓練を続けていく。 呂内庁
			・警察庁は各種災害時に、都道府県警察から「生の声」情報を速やかに収集する体制を構築して、実際に運用してい	・
			■京川は首任火吉時に、制理的示言家がヴィエッド」同報を座とがに秋来する仲間を得来して、天際に建用している。	で、ロットの口にもない。 ストー 「日本来のかっ」 たるよう、 旧画具などに対しても マニュアルを徹底させていく。
			・当局は、災害時の金融機能維持のため、非常時優先業務として、金融機関等の被害状況等に係る情報を収集し、金融 庁ウェブサイト等を通じて、的確に情報発信を行うこととしている。	・今後も、定期的に金融機関等と共同で訓練を実施するなど、災害時の金融 機関等からの情報収集の定着に取り組む。
			そのため、金融機関は、最大震度 5 強以上の場合には当局の求めがなくても当局に被害状況を報告することとしており、体制を整備している。	
			また、金融商品取引所等についても、災害時の被害状況等に係る情報収集等に関し、非常時優先業務マニュアルに手順等を定めて、体制を整備している。	
			さらに、当局としても、当該報告を受けた後、速やかに当局災害対策本部等に情報が集約される体制を整備している。	
			これら災害時の被害状況の報告手順等を確認するため、定期的に金融機関や金融商品取引所と共同で訓練を実施している。	
			なお、金融機関や金融商品取引所からの被害状況等の情報収集に関わる主要な職員には、災害時優先回線付き携帯電話や衛星携帯電話を配付し、通信の複線化を図るとともに、金融機関や金融商品取引所に対し、災害時の通信手段の整備を求めている。	
			・これまで人事異動等で新たに入庁した職員向けに、オンボーディングにて周知を行ってきた。 ・庁内各システム担当の復旧状況を即座に集約すべく、Teams上での非常災害対策本部を策定、昨年9月に運用訓練を	- 人事異動等で新たに入庁した職員向けに、引き続きオンボーディングにて デジタル庁 周知を行っていく。
			行った。 ・また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。	また、IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高める。
			SEC 727711 1277 AUGENTINO VINDER CONCINED ON SECURING ELIMONS	
			※3な少にわいては、第后の日間後旧のおよの仕組し、」で、※3な少性の業なも広範の業値の数にせべも、ノントラン。	コ上では七、維虹川(株)市が(小山)ナウ切らに一下がニャット、1、4 i - 市体刊(木ナロ)のカル
			・総務省においては、通信の早期復旧のための体制として、総務省防災業務計画第3章第2節に基づき、インターネットや電話を用いた複数の手段により確実に電気通信事業者から情報収集又は連絡を取り合う体制を整備しており、担当者の変更等が生じた場合は速やかに体制を最新化することとしている。	施する。
			者の変更等が生した場合は迷やがに体制を取制化することとしている。 また、同計画第8章第3節に基づき、電気通信事業者と非常時を想定した通信訓練を実施し、災害時に体制が機能するよう取り組んでいる。	また、制度に基づき電気通信事業者に対し必要な対策を求めることとする。
			るよう取り組みといる。 さらに、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設 備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。	
			・消防庁は各種災害時に、都道府県、市町村及び消防本部から「生の声」を含む被害情報を速やかに収集する体制を構	・
			楽して、実際に運用している。	もマニュアルを徹底させていく。
			・被災直後の被害情報の収集等のため、全国の法務官署に衛星携帯電話等を配備している。	・今後も引き続き訓練を実施することで非常時にも情報収集できる体制を構 法務省
				築していく。
			・財務省BCPや省内各部局の非常時優先業務マニュアル等の規程により、電話又はその他適当と認める方法にて、地域 (地方支分部局)からの情報が集約される体制が整備されている。	・引き続き、規程の見直しをはじめ、必要な訓練を実施することで、災害時 財務省 の情報伝達体制の整備に取り組む。
			(地方文が前角) からい情報が集制される体制が発順されている。 ・また、毎年、地方支分部局からの情報集約訓練を実施している。	の情報伝達体制の金鵬に収り組む。
			・年度当初に都道府県教育委員会、国公私立大学等の教育機関の災害時連絡先名簿を更新し、災害発生時の連絡先として活用している。	・引き続き、災害時に関係機関と連絡が取れるよう連絡先名簿の更新と、通 (官設備を維持する。
			・公用携帯のうち非常時優先業務を持つものに対し、災害時有線回線を設定。また、中央防災無線、MCA無線及び多機 能衛星通信設備を代替通信回線として確保している。	日 D X / 博 C / 性 7 で 7 で 0
			THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
			・省内で情報集約のための体制を構築済みであり、震度 5 弱以上の地震をはじめ、官邸の指示を待つことなく省内各局を通じて被災都道府県に被害状況の確認を行っている。	・引き続き都道府県や関係団体等との情報連絡体制を維持し、迅速な情報提 厚生労働省 供を依頼する。情報集約の手法やあり方については、迅速な対応が可能とな
			・省内での情報集約には電話・メールを使用している。省内各局が行う被災都道府県からの情報収集には電話・メールに加えて、災害時情報共有システム等を活用している。	るよう関係機関と連携の上、検討を行う。 ・迅速な情報集約を可能とするための手法やあり方に関する検討に当たっ
				て、関係機関との個別の打合せや検討会の実施は決まっておらず、検討する 上で必要に応じて行う。
				・適切な応援体制の確保に向けた支援のため、令和2年2月27日付けで、厚 生労働省に対する、より詳細な被害情報の報告を都道府県に依頼していると
				ころであり、「全国水道関係担当者会議」等を通じて改めて周知し、水道事 薬体や日本水道協会などの関係機関との連絡体制の維持を図っている。
- I				

		・情報収集等のため被災自治体に職員を派遣する体制(衛星携帯電話を携行等)や、地方農政局等との連絡のため衛星 通信機器の整備を行うなど、情報の集約体制を整備している。 ド機器の管理・更新を適切に行っていくとともに、通信訓練を行い、有事の 際に有効に活用出来るよう取り組む。	農林水産省
		・ 災害時に情報収集等を行う各門の名落を作成・管理し、人事異點等を踏まえて定期的に整理している。 ・通信インフラとして公用情帯(災害時後先電話)、下電話、中央防災申線(特定公共規則にも起置)、MOA無線、新・引き続き名簿の設定を通し、定期的公連制能等を行っている。 ・扱助的政制等の参加(年間随長)、名前の財政で選(年間連接)を置いて、各向における情報共有体制の	経済産業省
		【物流】 ・災害時における円滑な支援物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流事業者等が参画する協議会を開催し、都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進した。 「下水】 ・下水道事業における災害時支援に関するルール(全国ルール)や21政令市間の相互支援協定(大都市ルール)により国との連絡調整の体制を構築している。	国土交通省
		・地震等災害発生時の情報収集及び速報について予め管下に指示しているほか、被災した管区本部の庁舎、航空機等が ・引き続き、情報収集体制の維持に取り組んでいく。 被災した事態も想定した情報収集体制も構築している。	海上保安庁
確保・育成や必要資機材の配 等の体制の充実を図る。また、 救助・救急効果の向上を図る め、緊急消防援助隊、警察災 派遣隊、自衛隊、海上保安庁(防庁] ・緊急消防援助隊各部隊の増 精強を図るとともに、迅速かつ的 確な広域応援を行 ・うことができるよう体制の強化 書を図る。	・第四期基本計画により、大規模災害に対処できるよう登録目標隊数を増強(6,000隊→6,600隊)したとともに、緊急 消防援助隊施設整備費補助金により自治体が整備する車両や資機材に体する財政支援を実施。 ・基本計画の見直し(第五期基本計画(R 6 ~ 1 0 年度))において、南海トラフ地震等の切迫する大規模災害の状況や、災害の傾向など中長期的な観点を踏まるの切動状況等を認まる。 ・までは、大規模災害の状況や、災害の傾向など中長期的な観点を踏まるの助動状況等を認まる。 ・また、必要な消防力を維持するため、近年の災害の傾向を踏まえ、緊急消防援助隊施設整備費補助金等の財政措置に努めていく。	消防庁
部隊、DMAT(災害派遣医療 チーム)、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と3場で密接に連携するTEC- FORCE(救急災害対策派遣隊)の連携を推進するための訓練 により、より一層対処能力を「 上させる。	見・特別局度教別隊等の整備や 車両・資機材の配備を進めるこ とにより、救助体 等制の充実を図る。	・教助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正(平成18年3月28日公布)し、特別高度教助隊等・順調に進捗していることから、引き続き救助体制の充実強化についての取の配置について定め、特別高度教助隊を東京消防庁及び政令市に、高度教助隊を改善進行。 はみを継続する。	消防庁
	③警察災害派遣隊の充実強化等 【警察庁】 ・より災害現場に即した環境 での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資 機材の充実強化等により、警察 災害派遣隊の救出救助能力の強 化、持続活動 能力の向上、効果的な部隊運用 等を図る。	・毎年各都道府県警察及び各管区毎において警察災害派遣隊の救出救助能力等の強化のため、複合的な災害に対応でき ・引き続き、実戦的な訓練の実施、装備資機材の充実強化を通じて、部隊の るような訓練を実施し、部隊の能力向上に努めているほか、可搬式発動発電機、ウェットスーツ、救命ボートなど津波 をはじめ各種水害に適切な対応ができるよう、計画的に装備資機材の整備を行っている。	警察庁
	④教助部隊の体制整備【防衛 省】 ・ 南海トラフ地震発災時に、 より迅速かつ適切な自衛隊の災 害派遣活動を行い 得る体制を整備する。	・毎年実施する自衛隊統合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での教訓を踏まえ、南海トラフ地震に関する自衛隊統合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での 衛隊の計画の改訂を実施。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。	防衛省

		⑤敦助勢力の機動性の向上と充 実・強化【海上保安庁】 ・機動性の高い教助体制の充 実・強化を図る。 ⑥TEC-FORCE 活動の強化【国 土交通省】		・ 今年、 ・ 金字、 ・ 心 ・ 心 ・ 発 ・ 単 ・ 国 土	トラフ地震を想定した関係機関との合同に 皮、機動救難上を釧路航空基地に新た門 航空基地及び羽田特殊救難基地に専門門 資器材等を整備し、高度な救急救命体制 機能停止前の重度傷病者に対する輸制 となる資料等を整備したほか、吊上げ 時における救助・救急体制の強化のため で応急処置が実施できる救急員を潜水士 交通省において、「南海トラフ巨大地震 交通省において、「南海トラフ巨大地震 、本計画に基づく具体的な活動計画を各	配置するとともに、平成28年から平成3 (医療支援担当)等を配置したほか、様 (の強化を図った。 点滴)及び薬剤投与(低血糖の者に対す 救助等に必要となる各種資器材を整備し、災害対応力を有する巡視船艇・航空様 が乗船する巡視船へ配置した。	0年にかけて一部の管区本部教 動教難体制の拡充により必要と るブドウ糖溶液の投与)の実施 た。 を整備した。	との合同訓練及び各種資器材の整備等 ・今後も引き続き、発災時における救助 艇・航空機を整備する。	助・救急体制を強化するため、巡視船 実施できる救急員を潜水士が乗船する	
		TEC-FORCE 活動計画を策定 し、迅速な派遣が実施できる体 制を構築する。また、TEC- FORCE 活動計画に基づき迅速に 活動できるよう、人材の育成や 実践的な防災訓練の実施など TEC-FORCEの災害対応能力向 上を図る。		- TEC	-FORCE隊員人材育成のための研修や実際	察の活動を想定した訓練を実施するなど、				
				震時医	⊤参集拠点設置、広域医療搬送をはじめと 療活動訓練に併せ実働訓練を実施し、当 訓練等参加支援事業)。			・DMAT参集拠点設置、広域医療搬送を 一連の医療活動の円滑化のため、大規 を毎年実施していくとともに、当該訓績 し、今後も交通費等を支援していく(原	莫地震時医療活動訓練に併せ実働訓練 東にDMAT等を派遣した病院等に対	厚 生労働省
3 医療対策	は、大量の発生が予測される傷 病者を、療施が設力の入所等の 表生が変数の 表生を を接情報や変悪な場合を を を は が と が と を を を に が り の 充 が 変 い を を を を を を を を を を を を を を を を を を	・医療機関が、被災後も早期に 診療機能を回復できるよう業務 継続計画の整備を進める。		- 医療	機関担当者を対象とした業務継続計画(BCP)策定研修事業を毎年実施してい	` ŏ∘	・医療機関担当者を対象とした業務継続 継続していく。	続計画(BCP)策定研修事業を毎年	厚生労働省
	図る体制やな力医療体制の整備 等に努めるとともに、災害発生 直後からの速やかなDMAT・救 護班の派遣、医薬品・医療資機 材の供出、災害拠局病院を中心 とした広域医療搬送について体 制の充実を図る。	・ DMAI要員の養成や、DMAI 事務局の体制を強化する。			提供体制確保対策等委託費(DMAT体 し、令和5年4月時点で16,570名が養成研			・医療提供体制確保対策等委託費 (DN 事務局の運営やDMAT隊員養成研修?		厚生労働省
4 消火活動等	地域コミュー 地域コミュー 地域コミュニティの・充実、フェー 大田 工 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一	(再掲) ・消防職員数の確保や市町村間 における消防の広域化、消防防 災施設・設備の整備を行う。		の広域 る。管 年4月 ¹ る。	:18年の消防組織法改正以降、消防広域化 化や連携・協力の取組を支援するととも 轄人口10万未満の小規模消防本部数は、 日時点)となった。また、連携・協力の 防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊	に、これらに伴って必要となる経費に対同法改正当初は487本部であったが、50類型である指令の共同運用については、	けし、必要な財政処置を講じてい 6本部減少して431本部(令和4 46地域193本部で実現してい	要望等を踏まえ、引き続き消防広域化技	性進アドバイザーの派遣や必要な財政	消防庁
	火災 が発生すれば市街地が延焼 し、風向きにより避難の方向も 異なることから、例えば難 時の避難場所からかは減難なあった。 難場所へからな過速なありが、 難場所を含るよ等・に対して が実施できるように対して 適切な情報提供を行う体制を充 実させる。									
	国は、道路管理者と民間団体等関との協定締結路等により施施と入り施が表演な道路位等等開を接材をある。 発送では、1000000000000000000000000000000000000			した緊 してい また	庁では、「南海トラフ地震発生時の交通 急交通路指定予定路線における緊急点検 る。 、発災時における車両運転者のとるべき 計画については具体計画の改定等を踏ま	箇所の点検を行うこととするなど道路啓 措置等国民への周知について、各種防災	F開が迅速に行われる体制を構築	・引き続き道路啓開が迅速かつ円滑に4 図っていく。	うわれるよう道路管理者との連携を	警察庁
	な規制・誘導、放置車両の円滑 な処理について、国民の理解と 協力を促すとともに、一般車両 を極力利用しないことの徹底に ついて啓発活動等を行う。				発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進 等の連携による協議会の枠組みを設け、		ま定締結を進めるとともに、道路	・道路啓開計画の実効性を高めるため、 ・各道路管理者において、民間団体等 など、地震を想定した道路啓開計画の9	との災害協定の締結を引き続き進める	国土交通省
	国は、港湾管理者と民間団ま との協定締結等を通じた投資を 通じた投資を 通りに投資を 選別を 受事に を を は は は は は は は は は は は は は は は は は				港湾以上の125港で港湾の港湾BCPを策定 まえ、港湾BCPの改訂を実施。	定。港湾BCPに基づき防災訓練を実施。 ā	また、災害時の対応や訓練結果	・引き続き各港で港湾BCPに基づき訓約 実施。	東を実施するほか、港湾BCPの改訂を	国土交通省

都存県警察は、迂回等の交通誘 導や被災地内における迅速かつ 的確な交通規制の実施のため、 警備業者等との応援協定の締結 や道路交通機能の確保に重要な 信号機の滅灯対策等を講じる。	・ 都府県警察では災害の発生に備えた交通規制計画を策定するとともに、警備業者等と災害時における交通誘導や車両 撤去に関する協定の締結に努めている。 また、緊急交通路指定予定路線(緊急輸送道路)上の交差点を優先して信号機電源付加装置の整備を推進して必要に 応じて発電機の設置や警察官による交通整理を行うなど、信号機の滅灯対策を講じることとしている。 災害の発生に備え、平素から発電機の操作方法や信号機への接続訓練等を実施している。
国は、限られた人的・物的資源 を適時・的確に配分するため、 その考え方を整理した上で、全 国的視野に立つて優先度を設け た配分計画を事前に作成する。	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第2章において、発災直後から全国からの人員・物 資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート(通行を確保すべき道路)を定めてい る。 また発災後に、緊急輸送ルートの通行が最優先に確保されるように、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急信旧、都道府県警察による交通規制(緊急交通路の指定等)のオペレーションが一体的かつ効率的に実施されるよう、各々の手順を定めている。 ・具体計画については、次のとおり見直しを行い、その実効性を高めている。 ①道路整備や防災拠点の指定に伴う修正 ②緊急輸送ルートの点検・啓開に関する道路管理者、警察庁、災害対策本部がとるべき具体的手順の明記
緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、国、地方公共 団体、関係機関は、官民の協力 協定の締結を促進し、国及び地 方公共団体と民間物流事業者と の連携・協力体制の構築を図	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資 ・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直していく。 輸送拠点として活用することは有用であること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られる よう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとすることを定めている。 ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。
6 .	・災害時における円滑な支援物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流事業者等が参画す る協議会を開催し、都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進し た。
民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物 資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬 送体制を整備するとともに、支 援物資の拠点となる民間物流事 業者の施設において非常用電	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資 輸送拠点として活用することは有用であること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られる よう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとすることを定めている。 ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 ・「国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被 災第への物資支援を実現する物資調達・輸送調整等支援システムを2020年4月に運用を開始した。
源、非常用通信設備の導入を促進する。	・運用開始後もシステムユーザーの意見を参考に、システム操作の負担軽減やユーザインターフェイスの改善のため、 機能拡張を実施した。 ・2020年7月に物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2021年6月に南海トラフ地震を想定した物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2022年6月に全都道府県・市町村を対象とした物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・発災時に備え、24時間365日いつでも利用可能な状態を維持するとともに、ユーザーの意見を反映し、継続的に必要 な改修を実施できている。
	・民間物流事業者の施設における非常用電源、非常用通信設備の導入について、導入補助事業を実施した。(平成26 年度に事業終了) ・非常用電源設備の導入補助により導入を推進し、物流拠点の災害対応能力 の強化を図る。 (令和4年度補正予算から事業再開)
国は、避難所までの円滑かつ確 実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資 輸送に関する地方公共団体向け ハンドブックの作成・普及、地 方公共団体等関係者による実動 訓練との連携、訓練成果の他の 地域への展開など、地域に応じ た円滑な支援物資輸送体制の確 立・強化を図る。	・平成30年度に「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を作成し、平成31年度にはハンドブックを活用した実践的な訓練を地方公共団体等と連携して行い、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図った。 さらに、令和4年度には、近年の災害対応における地方公共団体の取組の好事例等を盛り込んだハンドブックの改訂を行った。
国は、大規模災害時の広域的な 緊急物資や復旧資機材の輸送に 当たり中心的役割を果さす基幹 的広域防災拠点について、適切 な運用体制を確立する。	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章1(別表7-1)において、国が運用し広域 ・今後も引き続き、地方公共団体が運用する防災拠点と密接に連携を図り、 のな緊急物資や復旧資機材の輸送にあたり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点(堺泉北港堺2区)を定めている。 ・基幹的広域防災拠点を設定のうえ、地方公共団体が運用する防災拠点と密接に連携を図ることとしている。
国及び地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス 道、避難路等の災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。	・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を推進(令和4年度末の着手率約43%) ・引き続き、快適な道路環境等の創造に向けて、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点よか新設・低コスト手法の語を批大しまりでは、大きな、低コスト手法の語を批大しまりでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

6 食料・水、生国及び地方公共団体は、食料や活必需品等の物資の調達 飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民へ備蓄の重要性について周知底にし、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やじて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。		時に備えた食品ストックガイド」や、災害時に特別な配慮が必要となる人がいる家庭での備蓄のポイントをまとめた。 また、引き続き、供給可能量調査を行うとともに、緊急輸送車両の事前届出 🛭 🗵	内閣府(防 爻) 農林水産省
国及び地方公共団体は、被災 地内の避難所や自宅にいる人々 の燃料、生活を需品等につい て、店舗販売を含め必要な物流 の確保ができるよう、防災計画 に基づく関係事業者との調整、 物資確保に必要な車両を緊急通 行車両とすることの検討などの		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、緊急通行車両として緊急交通路の・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直していく。 円滑な通行ができるよう必要な事前の調整、緊急交通路指定後の輸送体制の確保について定めている。 ・具体計画については、物資の輸送手段を確保するための関係機関(物資関係4所、地方公共団体、国土交通省、都道 府県公安委員会、警察庁等)の役割分担とその手順を具体的に明記するなどし、その実効性を高めている。	内閣府(防 爻)
備え等をあらかじめ進めてお		・警察庁では、「大規模災害に伴う交通規制実施要領(令和3年11月15日付け)」を制定し、人命救助や物資輸送等 災害応急対策活動に必要な緊急通行車両の確認事務手続等を示すとともに、災害前における緊急通行車両の確認を行え るようにするため、災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 ・災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 ・災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 ・災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 ・災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行ったほか、同改正に 学にいて、 車両の確認等に係る事務手続要領」を令和5年7月18日付けで制定(同年9月1日施行)し、災害前における緊急通行車両の確認を行えるように取り組 んでいく。	察 庁
		・「簡易トイレ・携帯トイレ」及び「毛布」については、製造事業者又は所管団体との連絡体制を構築するとともに、 必要に応じ、物資供給可能量調査を実施している。 ・トイレットペーパーは、業界団体と連絡体制を構築し災害時に必要とされる数量を常時確保及び緊急時の供給体制を 確認している。	圣済産業省
国及び地方公共団体等は、緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生			宫内庁
水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、地方公共団体等は、流域におけるかれママネジメントの取組を推進し、危		・デジタル庁が入居している民間ビルでは、建物外からの上水道の受水及び建物外への下水道の排水の停止があった場合においても、建物内の中水を利用することが可能である。	デジタル庁
機時における代替水源として地 下水の活用を図るためにも、持 続可能な地下水の保全と利用を		・雨水・再生水をトイレ洗浄水や消防水として活用している官署は1割未満である。 ・今後も可能な範囲で雨水・再生水を活用していく。 法	法務省
推進する。		・参集要員及び参集要員以外の職員等を対象とする備蓄率は、現状100%である。 ・貯水シクを設置している他、貯水池に常時水を確保している。また、簡易トイレやマンホールトイレを設置しており、下水遮断時の対策を構築している。飲料水についても備蓄している。少量なるも手動で汚水を浄水化する浄水器を配備している。	卜務省
		・防災機能強化事業として公立学校を対象に、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が ・引き続き必要な支援を行っていく。 発揮できるよう、防災機能の強化の一環として雨水・再生水利用設備の導入の支援を行っている。	文部科学省
7 燃料の供給対 国、関係事業者は、石油等の燃 策 料の供給拠点となる各地の製油 (所や油槽所の地震や液状化に対 する耐性を高め、非常用発電装) 置を充実させることにより安定(D確保【経済産業省】 ・ 災害時に地域の燃料供給拠 法となる給油所への自家発電設 歯の導入を促進する。	・自家発電設備等を備え、災害時に緊急車両への優先供給の役割を担う中核給油所約1,600箇所、医療機関等への燃料 配送の役割を担う小口燃料配送拠点約500箇所、地域住民への燃料供給を担う住民拠点SS約15,000箇所を全国に整備し た。	圣済産業省
供給機能を確保するとともに、 燃料の備蓄を充実させ起。また、燃料の必害要量を加速し、給油所等の災害対応能力強化や燃料 化中域	情え、避難所となり得る施設や	・令和4年度末までに全国で1,391カ所に石油・LPガスタンク及び発電機等の導入に対する支援を実施した。 ・本件事業に対しては令和4年度補正予算、令和5年度予算による公募が行わ 経れており、公募枠に対して多くの補助申請をいただいているところ。引き続き石油・LPガスタンク及び発電機等の設置による災害対応能力の向上に努めていく。	圣済産業省
1	②製油所等の災害対応能力強化 【経済産業省】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・平成25年より、「石油コンピナートの強靱化推進事業」において、全国の製油所、サブライチェーン上重要な油槽 ・引き続き製油所・油槽所のレジリエンス強化に取り組む。 所等を中心にレジリエンス強化(耐震・液状化対策等)を支援した。	圣済産業省
国、地方公共団体等は、燃料供給拠点等へのアクセス道路について必要な道路啓開を優先的に行うために必要な体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めるものとする。		・各都道府県における燃料輸送路の優先啓開の検討状況を把握。 ・燃料輸送路が優先啓開対象でない都道府県に対し、防災計画等において燃経料輸送路の優先啓開を位置付ける必要性について説明会等を通じて情報提供・働きかけを行うとともに、フォローアップを行う。	圣済産業省
国、地方公共団体は、各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス・ノン等の重要施設について、石油・IPガスの燃料の自衛的な備蓄を促進する。また、国、地方公共団体、石油事業者等は、「一報等の共有や災害時の協力体制の構築など、迅速な燃料供給に備える。		・通信の重要施設については、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に停電対策として、燃料を利用する発電設 が通信事業者の重要施設が燃料の優先供給対象に含まれていない都道府県に 機	公務省
		・被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続できるよう、「危機管理マニュアル 策定指針」を策定するなどの技術的助言を行ってきたところである。 「利き続き、水道事業体等に対して、実際の応援事例や訓練等を通じて、応援 体制の実効性を更に高めていただくように、「全国水道関係担当者会議」等 を通じて指針等の周知を行っていく。	厚生労働省

	・電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化 一般送配電事業者は、 ・非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するため、燃料調達手段を定めた計画を策定 ・停電の早期復旧に資するべく、非常災害時における一般送配電事業者間の応援事業者の体制整備に関する計画を策定 ・ ガス事業法において、一般ガス導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。一般ガス導管事業者は、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。
	・地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道 BCPの策定を推進した。 平成30年北海道胆振東部地震等の対応を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを令和2年4月に改訂した。 改訂マニュアルに基づく下水道BCPの見直しを要請し、令和3年度末で概ね100%を達成した。
国、地方公共団体、石油事業者 等は、緊急自動車や、被災地域 内で災害応急対策に従来る緊 急通行車両確認振章を掲げる車 両に対し優先給油を行う方策を	・警察庁では、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を制定し、人命救助や物資輸送等災害応急対策活動に必要な緊 ・引き続き迅速かつ円滑な緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基 警察庁 急通行車両の確認事務手続等を示すとともに、災害前における緊急通行車両の確認を行えるようにするため、災害対策 本法施行令等の改正に伴う緊急通行車両の確認手続等について指定行政機関 基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 ・「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」(初版作成:平成28年6月、最終改訂:令和5年3月)の中で災害時 ・引き続き「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」等により周知を図っ 経済産業省
あらかじめ定めておく。	に緊急通行車両確認標章を掲げる車両等に対し優先給油を行う方策を明記し、各関係機関に配布を行っている。
8 避難者等への 対応 地方公共団体は、発災時には当 該地域の大多数の住民等が避難 することを想定し、安全な自宅 への早期復帰域の対策、指定避 難所の指定及び確保のための対 策、地立や様々なとの連絡体制 の確立や様々の大場の配慮 した避難所連一ので等に避難 者への迅空家・空室の活用方策、 応急仮設住宅の早期提供の 対策、佐家の被害認定が 策、住家の被害認定が 策、住家の被害認定が が、との変が、発生の 対策、をきない。 が、との変が、発生の 対策、をきない。 が、との設住の での記述とのための 対策、をを推進する。	・避難所においては、平成28年4月(令和4年4月改定)に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市街村には平時から指定避難所の指定だけでなく、安全な親戚・友/生等への避難や、様々なニーズ等に配慮した避難所運営の心配慮について、様々な研究の機会を通じて促しているところ。その結果、指定避難所の指定箇所数が増加していることから、取組が進んできたと認識している。 ・応急仮設住宅は、都道府県及び教助実施市が実施主体となり、住宅を失い自らの資力では確保することが困難な者に、表明環境となる。 、災害教助法による教助の程度、方法及び期間並びに実費弁信の基準(内閣府告示第228号)において、民間賃貸官宅を指しまり、今後も気候変動等の影響により、台風の強大代、景明課の増加等、自然するらなる乙規模化が懸念されており、引き結束、自治体に対し、応急仮設住宅の提供に関する優良事例を紹介し、迅能上げて提供する「夏田か島と10日以内に第1740日以内、第1740日以内、第1740日以内、第1740日以内、東京を10日から、プレハブ、大造及びルーピングルウス等の「建設型応急往宅」については、災害発生の日から20日以内に第1740日という。 「東京教助法を注意し、このよび、東京教育を1870日以内、第1740日以内、第
地方公共団体は、避難者の情報 に関するニーズを把握するとと もに、ウェブサイトやSNS等を 活用するなどにより、効果的な 情報提供体制を整備しておく。	情報発信方法については各地方公共団体において適切な手段を用いていただく。 「情報発信方法については各地方公共団体において適切な手段を用いていただく。 引き続き、情報発信方法については各地方公共団体において適切な手段を用 内閣府(防災)
避難所そのものや生活必需品等 の不足が生じることにより在宅 避難となる場合もあることか ら、国、地方公共団体、関係機 関は、物資の供給が滞ることの ないよう、民間事業者と協力し て対応する。	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、支援の実施手順、実施計画を定めている。 ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 ・機災自治体からの具体的な要請を待たずに支援物資を国が調達し被災地に緊急輸送するブッシュ型支援を実施(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨においてブッシュ型 支援を実施) ・物資輸送拠点の変更に伴う更新など、今後も引き続き、具体計画を必要に内閣府(防災) 応じて適切に見直していく。 ・引き続きシステム操作・情報伝達訓練を通して自治体職員、関係省庁職員のシステム操作向上を図る。
国、地方公共団体は、避難者の 家族間の安否確認を速やかに行 うことができるよう、複数の安 否確認手段を使用することの必 要性や使用順位を決めておくこ と等の重要性について周知す	・複数の安否確認手段を使用することの必要性等について、啓発パンフレットに加え、ホームページに掲載するなど、 その重要性の周知を行った。 ・引き続き、啓発パンフレットなどにて、備蓄の重要性について周知に努め る。
国、地方公共団体は、広域避難 が必要な場合に備え、移送を必 要とする避難者の選定方法、移 送先の調整方法、移送手段の調 整方法、広域避難した者への情 報提供体制等をあらかじめ連携 して定めておくものとする。	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2(3)において、緊急災害現地対策本部の 設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携について定めている。 加えて、緊急災害対策本部事務局業務マニュアルにおいて、広域避難の実施に関する助言及び調整について定めている。 る。 ・緊急災害対策本部事務局業務マニュアルに沿った訓練を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際に、 当該マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実効性を高めている。
	・来庁者等の帰宅困難者への支援体制は確保済である。・移送先の治定は行っていないため、自治体との連携を模索する。 宮内庁
	・外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信して いるサイト等の紹介を行う。日常時より在京大使館と緊密な連絡を取り、在京大使館からの防災に関する照会に対して は、多言語の災害情報サイトの周知等を行っていく。
	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和3年5月21日中央防災会議幹事会)」におい て、広域医療搬送時の関連する対応等を定めている・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和3年5 月21日中央防災会議幹事会)」等に基づき、引き続き広域避難体制の整備を 図っていく

	地技術ない。 地技術ない。 「避難行動要る 取組指針」等を参考に、を接触が 動要である。 取組指針」等を参考に、整難適切 に行うする。 を要に配慮とがない。 を要に配慮とした。 を整構に、 を整構に、 を整備を、 を整備を、 を整備を、 を整備を、 を整備を、 を整備を、 ををのある。 をを指定しておる。 は、 にのいておる。 は、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 をを をを ををにしておる。 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのいては、 にのので をに、 にのいては、 にのいな、 にのいて、 をには、 にが、 はが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 に	等対策の推進【内閣府、消防 庁】 ・ 市町村が避難行動要支援者 名簿を作成・活用し、避難行動 要支援者の避難支	・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定した。策定に着手した市町村数は1,303(全市町村の74.8%)であり、未着手市町村は438(全市町村の25.2%)である。(令和5年1月1日現在)・平成28年4月(令和3年5月改定)に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から福祉避難所の開設に向けての取組を促しているところ。また、指定福祉避難所の指定しているところ。また、指定福祉避難所の指定びその受入対象者を公示できることとするとともに、災害時の指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、令和3年5月に災害対策基本法施行規則を改正した。令和3年12月時点で7,789箇所であった福祉避難所の指定箇所数が令和4年12月時点では8,710箇所に増加していることから、取組が進んできたと認識している。
		-	・令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ改正された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 (令和3年5月改正)を地方公共団体に周知するとともに、避難行動要支援者名簿の作成、更新や避難支援等関係者への情報提供について、地方公共団体に周知するとともに、避難行動要支援者名簿の作成、更新や避難支援等関係者への情報提供について、地方公共団体に助言するなど避難支援等対策の取組を促進する。 (高齢者施設) ・介護サービス事業所等については、令和3年度介護報酬改定において、令和5年度末までの経過措置期間を設けて、業務継続計画の策定を義務付けたところ。また、ガイドラインの周知や研修会の実施等により、計画策定を支援していながら、策定の義務づけについて周知徹底を継続する。 (障害者施設) ・令和3年度報酬改定に伴う基準省令の改正により、令和5年度末までの経過措置期間を設けて、業務継続計画を策定することを義務づけたことから、各障害福祉サービス事業所等において、業務継続計画の策定等にそれぞれ取組み始めている。
	地方公共団体は、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。		・医療提供体制確保対策等委託費(DPAT体制整備事業)によるDPAT事務局の運営やDPAT先遣隊隊員養成研・医療提供体制確保対策等委託費(DPAT体制整備事業)によるDPAT 厚生労働省修等を実施している。DPAT先遣隊隊員を921人養成している。(令和5年4月1日時点) 事務局の運営やDPAT先遣隊隊員養成研修等を継続する。
9 帰宅困難者等への対応	国東 (基本) を (本) を (・平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定し、一斉帰宅抑制の基本的な考え 方や、一時滞在施設の確保、混乱収束後の徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーションの確保等の対策方針を提 示。・平成30年3月に、地方公共団体における先進的な取組をまとめた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事 例集」を作成・公表した。 ・近年の社会状況の変化等を踏まえ、令和3年11月に有識者等からなる検討委員会を設置し、一斉帰宅抑制の認知度向 上など、帰宅困難者対策の実効性確保を内容とする「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を令和4年8月にと りまとめた。 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2(2)法108条に基づく災害緊急事態へ の対処基本方針において、広く国民及び企業に対して協力を要請する項目として「被災地の住民をはじめ、国民や地方 公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して"むやみに 移動を開始しない"という一斉帰宅抑制の協力を求めること」を明記している。
	ライフライン事業者、電気通信 事業者、道路管理者、送道事業 者、空港管理者、港湾管理子のは、ライフラインやインフラの		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第6章において、燃料供給及び電力・ガスの臨時供 ・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直していく。
	被害を早期に復旧できるよう、 全国からの必要となる要員の確 保や資機材の配備等の復旧体制 を充実させる。		・電気通信事業者は、通信サービスの早期復旧に向けて要員の確保や資機材の配備等を進めている。 ・ 復旧資機材等の整備状況について、毎年、災害対策の報告を義務づけており、各通信事業者の災害対策の状況について把握している。また、定期的に連携訓練を実施するなど、早期復旧のための体制整備に必要な取組みを実施していて把握している。また、定期的に連携訓練を実施するなど、早期復旧のための体制整備に必要な取組みを実施してい
			の。 ・災害時における水道の早期復旧を図るため、応急給水及び応急復旧に関して、日本水道協会の構成団体(水道事業者 等)による全国規模の応援体制が構築されている。 これまでの災害時においては、上記応援体制が機能したことで、水道の早期復旧が図られている。
			・電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 ・一般送配電事業者は、非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するための燃料調達手段、電源車等の燃料調達 の充実に取り組む。 ・ 一般 がス 導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。一般 ガス 導管事業者が、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス 導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。 ・ 石油精製事業者が災害時石油供給連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 災害時の石油供給における石油精製事業者の協力体制を構築している。
			(道路) ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。 ・災害時における施設の早期復旧等を図るため、各空港で策定された空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)において早期復旧計画を変定ともに、被災空港の状況等を踏まえ、災害復旧支援のためTCC-FCRCとや可撤型電源設備等の派遣により復旧体制を強化している。また、建設団体等と建設資機材、技術者及び労力等の支援協定を締結している。 ・【連湾】 ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾においての災害使旧体制を確保し、災害復旧支援を実施している。 ・【連湾】 ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾においての災害機に関する。 ・「下水温」 ・不水温・実満関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 「下水温」 ・不水温・実満関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 「下水温」 ・予は選手集における災害時支援に関するルール(全国ルール)や21政令市間の相互支援協定(大都市ルール)により、近域的な下水道事業関係者間の支援体制を構築している。 「鉄道」・引き続き、訓練等を実施し体制の強化を図る。 「鉄道」・引き続き、一、計画・計画・1 計画・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

	早期復旧のため、国及び地方公 共団体と連携して、GIS(地理 情報システム。以下、GISとい う。)の活用等により、必要な 輸送手段及びルートに係る情報 の共有体制を構築する。	【海上保安庁】 ・ 航路標識の予備電源設備が 電源保持時間の基準を満たすよ	・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに対象となる103基のうち6 6基(約64%)に予備電源の調整を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。 ・令和7年度末までに103基(100%)という目標達成に向け、引き続き抗路標識等の予備電源等の整備の取り組みを継続する。	海上保安庁
	発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが規定されることが規定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章において、緊急災害対策本部は、災害応急対 応を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路 啓開等を通じた緊急通行の確保などについての総合調整を行うこととしている。 また、具体計画第2章において、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行なわれるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート(通行を確保すべき道路)を定め、発災後に、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保 するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制(緊急交通路の指定 等)のオベートションを一体的かつ効率的に実施する手順を定めている。 ・具体計画については、道路整備や防災拠点の指定に伴う修正を行い、その実効性を高めている。	内閣府(防災)
	国は、被災により電力供給が停止した際、海上交通に必要不可 欠な航路標識の機能を確保する ため、予備電源設備の整備を推 進するものとする。		・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに対象となる103基のうち6 6基(約64%)に予備電源の調整を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。 ・令和7年度末までに103基(100%)という目標達成に向け、引き続き航路標識等の予備電源等の整備の取り組みを継続する。	海上保安庁
疫対策	国及び地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地海 住民等の健康管理のため、沿海 彼の確保・散布、保健師による 健康相談の実施、入浴の支援、 水洗トイレが使用できなくまった場合のトイレが強力策、 大場舎のトイレが変かる生理 が策等、被災地域の衛生環境		・避難所においては、平成28年4月(令和4年4月改定)に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市町村には ・消毒液の確保、保健師による巡回相談の制度整備、入浴対策、断水時のトイレ対策について、様々な研修等の機会を 通じて促しているところ。	内閣府(防 災)
	持対策を進める。		・災害時に地方公共団体が避難所等の健康管理をスムーズに実施できるよう、国において「避難所生活を過ごされる 方々の健康管理に関するガイドライン」を発出し、手洗いや消毒液による手指消毒の励行、入浴ができない場合の対 応、トイレの衛生に関する事項等を周知している。 ・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での総合調整を担い、避難所での健康管理等の保健衛生活動も実施 するDHEATの養成研修を行っている。 ・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での指揮調整機能等が円滑に実施されるようDHEAT活動要領を策定 し、DHEATの活動内容や自治体の役割等を示している。	

12 遺体対策	国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激としたいるは体に損傷が激としたいるは、医師・迅速・身元の確認、過度への遺体の遺体の引渡し等に係る体制を整備する的の遺体が、準の場では、板等の遺体の遺体の、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が、変素が						・平成28年4月(令和4年4月改定)に「避難所運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から遺体の身元確認 ・引き続き市町村における平時からの準備が進むよう、促してまいりたい。 等の警察と連携するよう、様々な研修等の機会を通じて促しているところ。				
	保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安 運搬体制の確保、仮安 値所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬の ための対策を推進する。						・警察では、平成27年7月、大規模災害等における遺体の検視及び死体調査並びに身元確認(以下「検視等」という。と迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会)という。)と協定を締結した。また、平成26年11月、大規模災害等における遺体の検視等を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すとともに、都道府県医師会や都道府県歯科に遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会)という。)と協定を締結した。 (進捗状況の自己点検・評価) 警察では、日本医師会、都道府県医師会、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に講師を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行った。かれ4年1月には、日本歯科医師会と合同研修・訓練の実施に関する指針について見直しを行った。 また、都道府県歯科医師会と合同研修・訓練を開催したほか、平成28年10月には、身元不明死体	警察庁			
							の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めた。 ・厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情 ・引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向け	享生労働省			
13 災宝店春物生	地方公共団体は、あらかじめ災	①災室底容物分等「環接公】	・災害廃棄物処理計画の策定率	72%	全国市区町村	全国市区町村に対する災害廃棄	いう。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。現在は標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理し、歯科医療機関等を対象に歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。 ・平成27年度から継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、災害廃棄物処理計画策定の支援を行ってお ・引き続き地域ブロック協議会やセミナー等を通じて、とりわけ、処理計画	宫 ·			
の処理対策	地方ない場合の 電視を 東京教等の仮置を 利用可能な空地をリスト化し、 随時、情報を更新することをに はりい必要な箇所数を把握して、 が要な箇所のを把握し下、 くとともいる対象を別の分に至 なっての災害廃棄物等の処理計 画を策定する。	・地震時の災害廃棄物処理の迅			<u> </u> 보임마스 비전	主画田公司村に対する及音虎米 物処理計画策定済み市区町村の 割合		果児			
	国は、特に処理計画未策定の中 小規模の地方公共団体を対象に 支援事業を実施し、処理計画策 定の促進を図る。						・平成27年度から令和4年度まで継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、特に中小規模自治体を対象 に災害廃棄物処理計画策定の支援を行ってきた。 ・引き続き地域ブロック協議会やセミナー等を通じて、とりわけ、処理計画 策定率の低い、処理体制の脆弱な小規模自治体を対象として、仮置場として 利用可能な空地のリスト化も含む処理計画策定の加速化を図る。	環境省			
14 災害情報の収 集・共有	国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリスサーーの。 タイムのヘリスケター画像等の 伊藤町の画像ディーの 原等のでのでは、大工タインの 関、マスメディアを スット等からの情報が重後の状況 を収集する状態を変すされる。 を収集する状態を表する。	の充実【気象庁】 ・地震活動及び地殻変動の解析 手法の高度化により、南海トラ フ地震に関して、情報の充実を					・気象庁は、地殻変動データを統合的に処理し、南海トラフ全域を対象としたブレート境界のすべりの状況の迅速な解析を開始した。 また、国土地理院から提供された GNSS データを活用してゆっくりすべりを客観的に検知する解析手法をシステムに導入した。 さらに、短期的ゆっくりすべりと密接に関連していると考えられている深部や浅部における低周波地震(微動)等の検出のための技術開発に取り組んだ。	気象庁			
	を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、公舎 意 が、関係機関間において、公舎 意 が災情報システムを用いて、意 思決定報間の意思疎通や関係な 間の情報の共有化を進めるな ど、広域間での情報連携体制を 充実させる。						・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。 災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やか に入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。 ・災害対応関係機関との間で、被災情報自動連携を推進し、迅速かつ効率的な情報収集体制の構築を目指す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内閣府(防 災) 文部科学省			
							・災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関間で共有する防災デジタルブラットフォームの整備に向け、災害基本 共有情報(EEI)第1版等の基本ルールの策定を、内閣府防災と共に実施している。 また、防災分野では多くの民間企業や地方公共団体が優れたアブリ等を提供しているが、これらを最大限に活用して住 民の命を守るため、防災アブリ等の間でデータの連携が図られるよう、防災アーキテクチャの設計、データ連携基盤の 構築を進める。これらの実現に向け、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められる サービスとそれに必要なデータの洗い出しを行っている。	デジタル庁			
							・当院撮影の空中写真のほか、ヘリ画像や人工衛星画像など他機関の取得した情報も適宜活用し、被害状況の把握を 行っている。 ・現在の取り組みを継続する。	国土地理院			
	国は、関係機関の保有する災害 情報等の共有及び利活用に向け た調整・検討を関係機関と行う ものとする。						・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。 ・災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やか に入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。	内閣府(防災)			
	国、地方公共団体は、GISを活用した情報共有基盤を整備する。							内閣府(防 災) 内閣府(科 技)			

是 国、地方公共団体等は、発災時 に、国民全体に対し、災害の状 況に関する情報、安否情報、交 通施設等の復旧状況等を的確に	・発災時には、ポータルサイトTEAM防災ジャパンにボランティア情報などを掲載して、被災者等へ情報提供を行った。 ・引き続き、ポータルサイトTEAM防災ジャパンを通じて情報発信に努める。	内閣府 災)
提供するため、報道機関及び ポータルサイト運営業者等と協力体制を構築しておく。特に被 災者への情報提供については、	・当庁ウェブサイト、Twitter、政府広報等多様な情報提供手段を活用し、災害の状況等について、必要な情報提供を 行った。 ・引き続き、多様な情報提供手段を活用し、被災者ニーズに応じて、適ち 情報提供を行うよう努める。	切に消費
世級が 大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	・総務省広報室は、総務省本省業務継続計画の中で、災害発生時においては、報道機関(総務省記者クラブ)に対する 報道発表に係る業務及び総務省ホームページ等への災害情報等の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、 これらの業務を滞りなく行えるよう、報道機関及び総務省日P運用業者と連絡を取り合える状況を構築している。 視覚障害者等への情報伝達に資する取組としては、視覚障害や学習障害などを持つ利用者が、さまざまなOS/ブラウ ザ環境で、より快適にホームページを閲覧できる [Easy Web Browsing] を提供し、音声読上げ、文字拡大、背景色変 更等に対応している(総務省日Pトップページの右上の、アクセシビリティ閲覧支援ツール、文字サイズの変更のアイコン)。 外国人等への情報伝達に資する取組としては、総務省日Pに英語のサイトを設けている(総務省日Pトップページの 右上の、ENGLISH (TOP) 、MIC ICT POLICY (ENGLISH) のアイコン)。	務省総務
な情報伝達がなされるよう配慮 する。		
	・外国人に対する的確な情報伝達のため、避難指示等に関する多言語辞書(「避難情報に関するガイドライン」(内閣 ・多言語辞書の周知・普及に努めるとともに、必要に応じて辞書内容を身所防災)に例示されている避難情報の伝達文例等を掲載)を作成し、関係省庁と連携して地方公共団体等への周知を実施している。	見直消防力
	・外務省としては災害時においては国内外プレスに対して、被災状況等に係る情報発信を行う。また、外務省ホーム ページ及びSNS、在外公館を通じた情報発信を行う。 く。	い 外務
_	・災害等の非常時における訪日外国人旅行者への的確な情報伝達について、日本政府観光局のウェブサイトやSNSに ・引き続き、訪日外国人旅行者が安心して我が国を旅行できる取り組みる	を推 国土
	よる周知及びコールセンターにおける多言語での問合せ対応、災害情報のブッシュ通知が可能な災害時情報提供アブリ の普及促進等を行った。	
	①気象庁ホームページにおいて、地震・津波等気象庁が発表する情報に関する15言語の多言語辞書の公開や、それら 情報についてリアルタイムで情報提供を実施している。	提供気象
	②気象庁では、聴覚障害者や外国人等に津波警報等をより確実に伝達することができるよう、令和2年度より津波警報 等の伝達に「津波フラッグ」(赤と白の格子模様の旗)の活用を推進しており、全国的に普及啓発活動を行っている。 「国的に推進し認知度の向上を図り、「津波フラッグ」の導入・普及に合いる。 「国的に推進し認知度の向上を図り、「津波フラッグ」の導入・普及に向い機運をある。あわせて、一般への普及啓発活動を行っている。	を全
	③引き続き緊急記者会見の手話通訳を行い、聴覚障害者の防災対応を支払 る。	援す
	・航行警報や海の安全情報、SNS(Twitter)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を 確保している。 ・コミュニティFMとの協力体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。	庁の 海上化
	・報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行えるように、それら業務を環境省業務継続計画において管理事務と定め、体制を整備している。 ・ 引き続き、環境省の災害対応について、Twitter及びFacebook等のSNSI	
	・環境省の災害対応をまとめた特設ページ、Twitter及びFacebookを整備し、災害発生時には、環境省の災害対応をまとめた特設ページを環境省ホームページのトップページに開設し、災害廃棄物対策、熱中症対策、被災ペット対策、アスペスト対策等について掲載している。	こよ 伝達
	・災害発生時には、環境省公式Twitterにおいて熱中症対策や被災ベット対策に係る情報発信を行っている。 SNSを活用して動画(音声)による発信を行える体制を整えた他、海外広報担当官を配置したことにより、英語での 配信も可能となっており、視覚・聴覚障害者、外国人に対する情報発信を行う体制を整えている。	
国、地方公共団体等は、発災	・国民へ災害情報を発信するため、Webページを内閣府防災上に構築・公開中。災害発生時、随時災害情報を公開。 ・国民へ災害情報を発信するため、Webページを内閣府防災上に構築・公開中。災害発生時、随時災害情報を公開。 ・今後も引き続き、内閣府防災ホームページに随時災害情報を公開。	内閣
時を想定した情報提供手段の機 能検証を行い、災害時にも必要 な情報が適切に発信され、被災 を始め国民全体が容易に入手 できる環境を確保していく必要	・ホームページによる災害情報の発信。 ・SNS(Twitter及びFacebook)による災害情報の発信。なお、SNSについては、災害情報の自動案文化の導入を行い、 速やかな情報発信が行えるようになっている。	
なる。また、風評被害の発生 を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備する。	・総務省広報室は、報道機関(総務省記者クラブ)に対する報道発表及び総務省ホームページ、SNSを通じた情報提供・引き続き複数の情報発信手段の確保を行い、必要な情報提供を行って を行っており、災害発生時には適切な情報を発信できるよう複数の情報発信手段の確保を行っている。	い総務
	・航行警報や海の安全情報、SNS(Twitter)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を 確保している。 ・コミュニティFMとの協力体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。	テの 海上化
	・令和4年度に国土地理院共同利用電子計算機システムを導入する際、免震構造のサーバ室に情報システムを構築し、 別様である宇宙測地館にパックアップ装置を設置している。 また、冗長性が確保されている国土交通省第3期行政情報基盤システムと連携することにより、強固な情報システムを 実現している。	ップ 国土地
	・現在の対策を継続する。	1
	・被災状況等の情報について、マスコミ、ホームページやSNS等を通じて情報提供を行っている。	

国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメデロイア対応の窓にのマスメデルでのの情報収集連絡体制のでいて、交付して、記者発表して、必要して、記者発表して、必要には、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		・APMCDRR(アジア防災閣僚級会議)やUNDRRのグローバルブラットフォーム会合を含め、APECや二カ国間防災協力会議などの各種国際会議にてセッションの主催やワークショップを実施し、日本のリスクガバナンスを世界に発信し、普及啓発を実施した。 ・また、各国が仙台防災枠組への理解を深め、政府から、地方自治体、及び市民など多くの主体が防災に取り組む重要性の共有を実施していることを、国際会議で共有できた。 ・このような取組を通じて、発災時に的確な情報発信が必要となる近隣諸国の防災機関や国際機関との間における戦略的な関係構築を図った。	沿って取り組んできた防災の内容を共有し、進捗状況について確認を行うとともに、関係諸外国や国際機関との戦略的な関係構築を推進する。	
は、海外への情報完信が的確にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。		・緊急災害対策本部事務局業務マニュアルにおいて、ホームページ、facebook及びtwitter等による情報提供、定例又は臨時の記者会見、記者発表等の実施、報道関係者からの問い合わせ等対応、海外への情報発信の作業概要について定めている。 ・災害発生時のマスメディア対応は内閣府防災総括広報担当で実施。 ・被害情報は大臣会見で定期的に公表の上、防災情報のページで公表。災害救助法の適用について被災自治体と調整の上、随時公表。災害警戒会議や災害対策会議の開催案内を事前に記者オラブ及び登録記者に直接に提供するとともに、必要に応じてマスコミ各社に電話連絡を実施。会議開催後にはSNSに投稿するなど情報提供を行っている。・情報収集連絡体制については、SNS上での被害、救助、デマ情報などは内閣府防災総括広報担当で収集(SNS当番が設定されており、交代要員も含めて計画されている。		内閣府(防災)
		・総務省広報室は、総務省本省業務継続計画の中で、災害発生時においては、報道機関(総務省記者クラブ)に対する報道発表に係る業務及び総務省ホームページへの災害情報の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、災害発生時におけるこれらの業務を行う要員として、交代要員も含め職員を指定している。・実際の災害発生時においては、報道関係機関に対し定期的に記者会見を実施し、被害情報等の提供を行ったほか、終務省ホームページ内に「東日本大震災関連情報」サイト(平成28年4月開設)、「熊本地震関連情報」サイト(平成28年4月開設)、「令和2年7月豪雨関連情報」特設サイト(令和2年7月開設)等を新規作成し、被害情報や被災者等に役立つ情報等の提供を行った。		総務省
		・災害発生時には、当庁対策本部内設置の広報班において、専従的に報道発表、マスコミ対応等を行っている。	・引き続き、対策本部内に専従的な広報班を設置する等して、報道発表、マスコミ対応等について適時適切な情報提供に努める。	海上保安庁
		・災害発生時には、広報班を設置し報道発表、マスコミ対応を行っている。また、海外への情報発信が適確にできるように、ホームページからの情報提供において一部英文による記載を行っている。	・ 引き続き対応を継続する。	国土地理院
		・報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行える体制を整え、交代要員等の体制も含め省内の情報収集連絡体制を 現る 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を 現代を	ポー・引き続き、報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行える体制や、交代要員等の体制も含め省内の情報収集連絡体制を環境省業務継続計画において管理事務と定め整備した体制を構築していく。	環境省
社会秩序の確 国、地方公共団体は、発災直後 の混乱期において治安が悪化し ないよう、警察による警備体制 の充実や警察と防犯ボランティ アとの連携による警備体制の強 化を図る。		・「平成28年熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部震」、「令和元年台風19号」、「令和2年7月豪雨」の発生時に、被災地警察以外の警察から特別自動車警ら部隊を派遣し、被災地のパトロールをはじめとする警戒活動等を行った。また、都道府県警察において、防犯ボランティア団体と平素から情報共有を行うなど、災害発生時における地域の警戒活動の的確な実施に関する連携を推進している。	するための都道府県警察間の連携を強化するとともに、防犯ボランティア団	警察庁
多様な空間の 関、地方公共団体等は、公共用 地や国有財産の有効活用を図り つつ、あらかじめ利用可能な空 地や民間倉庫、公園等の多様な 空間の利用について事前に管理 者と調整した上でリスト化し、 随時、情報を更するなど、円 滑なオープンスペース利用体制 を整備する。		・京都御苑等について、立地自治体との協定等を通じ災害時の広域避難場所に指定されている。 ・立地自治体との役割分担(環境省側:スペースの提供、立地自治体側:避難場所としての指定、避難誘導などの実施)を通じて、災害時のオープンスペースの適切な利用体制の構築に向けた意見交換会を開催した。	・今後も立地自治体と連携し、状況の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、 公園敷地の使用計画を見直す。	環境省

接体制の確立 関係機関は、必要な資機材勢で物質、活動要員の急機が動物で変員の原搬送動動を負債に活動の実施の対して、		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2(3)において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携を図るべく、政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部を設置する旨を定めている。 ・総務省は、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル(令和3年5月改定)等により、ITU等からの衛星携帯電話の支援申し出があった場合、外務省と調整することとなっている。このため、各担当者の連絡先を定期的に確認するほか、関係課室でマニュアルを作成・共有し、連絡体制を整備している。 ・総務省は、平成30年3月に、大規模災害発生時の短期の応援職員派遣の仕組みとして、全国知事会等とともに「応急対策職員派遣制度」を構築した。毎年度、全国知事会、全国市長会、全国市村会、指定都市市長会や都道府県と連携した過去の災害の被災地における実地研修も実施し、地方公共団体職員の人材育成にも努めている。 加えて、地方公共団体と連携した過去の災害の被災地における実地研修も実施し、地方公共団体職員の人材育成にも努めている。また、復旧・復興に係る取組として、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、今後の大規模災害に備えて、復旧・復興に必要な中長期派遣の要員を確保する「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を令和2年度に創設した。	・これまでは、通信インフラが整備されている場合のみを想定していたが、 実際の災害時には通信が困難な場合も想定されるため、関係者との連絡方法 について、定期的に見直しを行っている。引き続き、関係者との連絡方法に ついて見直しをする等、連絡体制の整備を行っていく。 ・今後も全国知事会や地方公共団体等と意見交換等を行い、南海トラフ地震	内閣(防災) 総務省
		・外務省では外務省業務継続計画(BCP)の中で支援受入班、在日米軍班及び各国及び国際機関のリエゾン要員を定め、それぞれの業務をマニュアル化しており、政府の緊急災害対策本部と連携して、適切かつ迅速に対応できる体制を 構築している。	・省内BCP訓練などを通じて、海外からの支援受入のプロセスを省内関係 者の中で確認するとともに、各班のマニュアルなどを必要に応じて改訂し、 適切かつ迅速に支援受入れを行える体制を引き続き維持していく。	外務省
		- 環境省主催の災害廃棄物に関する地域ブロック協議会において、発災時に備えた関係機関との役割分担や平時からの 顔つなぎを行っている。また、民間団体や研究機関などで構成されるD. Waste-Netを運営し、関係機関間での平時・発 災時における協力体制を構築している。		環境省
地方公共に 応急活動体域 構築の一シル に の		「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2(3)において、緊急災害現地対策本部の 設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携を図るべく、政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、 被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策 本部を設置する旨を定めている。		内閣府(防災)
広域的な活動を連携して円滑に 行うために、国、地方公共団 体、その他の防災関係機関及び 関連事業者は、応急対策活動の 標準化に関する検討を行い、必 要な事項について標準化を進め る。		・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章において、防災拠点の分類及び機能を整理したうえで具体的な所在地を定めている。加えて、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する旨規定。・具体計画においては、各都道府県の防災拠点の整備状況を注視し、適宜修正を行いその実効性を高めている。また整備予定の防災拠点についても実効性が担保された場合には道記を行っている。	な情報収集体制の構築を目指す。	内閣府(防災)

乱の防止	者、鉄道事業等を全な を連理者等等は、 を連理者等等をを をはに活済に進む、 連行とできたが、復旧連構要員が にでするが、復用でいます。 連行化の促によりである。 がはいた実を図たっない。 は制き時も含めた国はを要と を制きいた。 を制きいた。 を関連性を要と を対してを を対してを を対してを を対してを を対してを を対してを を対してを を対してを を対してを をがある。 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	語事業者、空港管理者、						1. 事業継続ガイドラインをダイジェスト化し、わかりやすくBCP作成の必要性を訪求する資料等を作成し、BCP策定を促進する。 2. 上記資料等を活用し、「防災経済コンソーシアム」(R5年9月)や「中部防災推進ネットワーク」、「日本防災産業会議」等と連携して関連団体や参加企業への普及啓発に取り組んでいく。 3. また、NHKによるBCPセミナー等へ参画し、企業関係者に対し、BCP策定に係る重要ポイントの説明など普及・啓発を行っていく。	内閣府(防 災)
	な道を輸送する。 「重要輸送する。 「重要に、 を通さして、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 を重さい、 をできまする。 は、というでは、 をできまする。 は、というでは、 をできまする。 は、というでは、 をできまする。 は、というでは、 をできまする。 は、というでは、 をできまする。 は、というでは、 は、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は						【港湾】 ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾において地方整備局等・港湾管理者・港湾関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 【空港】 ・各空港で策定された空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)において航空会社や交通事業者及び地方運輸局等と情報共有連絡体制を構築している。破災空港の状況等を踏まえ、災害復旧支援のためTEC-FORCEや可搬型電源設備等の派遣により復旧体制を強化している。また、建設団体等と建設資機材、技術者及び労力等の支援協定を締結している。 【鉄道】 ・災害時における鉄道事業者及び運輸局との情報共有連絡体制を構築。災害時の対応について、鉄道事業者と適宜意見交換。 ・鉄道・運輸機構「鉄道災害調査隊」による早期の被災状況調査等を通じ、鉄道事業者への支援体制を構築。 【道路】 ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。	【空港】 ・引き続き、関係者と情報共有を図るとともに、関係者と連携して災害時の対応を行う。 【鉄道】 ・引き続き、関係者と復旧関係情報の共有等を図るとともに、関係者と連携して災害時の対応を行う。 【道路】 ・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。 ・各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進めるなど、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。	国土交通省
	プライチェーンの複数化、部品の代替性やパックアップライチェーンの代数に手段や輸送手段の確保等について検討し、事業継続計画(BCP)に反映させるともに、訓練等により点検、見直しを継続的に行う。						・国土交通大臣が重要物流道路を平成31年4月、令和2年4月、令和3年4月に指定。 ・令和2年道路法改正により、地方公共団体が管理する道路の復旧に高度な技術力等を要する場合には、要請に基づき、国が地方公共団体に代わり道路啓開、災害復旧事業に着手、施行できるよう制度の拡充を図った。	・引き続き、物流上重要な道路を「重要物流道路」として指定し、道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げる等の機能強化、重点支援を実施。 ・引き続き、制度を活用した道路啓開や災害復旧の代行による支援を実施。	国土交通省
事業継続性の確保	保 画(BCP)の策定及び事業継続 マネジメント(BCM)を支援・	府】 ・ 事業継続ガイドラインの策 定により、企業等の事業継続へ	・事業継続計画を策定している 大企業の割合を100%(全 国を100%(全 国を100%(全 国を105%)は一個では、100% (全国)以上を目指す。(平成 23年度日本の大企業で策定済 45、8%(全国)、中堅企業 で策定済み20、8%(全 国)、策定中14、9%(全 国)、第20%(全 国)、第20%(全	大企業策定中:14.3% 中堅企業策定 済:40.2% 中堅企業策定 中:11.7%	ベース令和元年次フレーム	「アンケート回答のあった大企業数(中堅企業数)」に対する 「BCP策定済・策定中と回答のあった大企業数(中堅企業数)」 の割合	1. 事業継続ガイドラインは、南海トラフ基本計画策定後、R3年4月、R5年3月に以下の通り改定した。 ・R3年4月一災書時の従業員等の外出抑制策の繁栄の促進 ・R5年3月一企業を取り巻く環境変化の反映 ①テレワークの導入及びインラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備などを明示 ②情報セキュリティー強化などを明示 2. R3、5年改定について、「防災経済コンソーシアム」等を通じ、経団連、経済同友会等の経済団体、全国銀行協会、中小企業診断協会等、業界団体等へ普及啓発を実施している。 (R5年は9/28説明)	1. 事業継続ガイドラインをダイジェスト化し、わかりやすくBCP作成の必要性を訴求する資料等を作成し、BCP策定を促進する。 2. 上記資料等を活用し、「防災経済コンソーシアム」(R5年9月)や「中部防災推進ネットワーク」、「日本防災産業会議」等と連携して関連団体や参加企業への普及啓発に取り組んでいく。 3. また、NHKによるBCPセミナー等へ参画し、企業関係者に対し、BCP策に保る重要ポイントの説明など普及・啓発を行っていく。 4. 企業BCP策定率調査はR5年度に実施し、策定率の進捗状況等について確認する。調査結果を今後のBCP策定の促進に活用していく。	
		②企業等の事業継続の取組を評価する手法の検討【内閣府】・企業等の事業継続の取組を評価する手法について検討し、実効性のある事業継続の取組を促進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにする。					を通じて、事業者へ普及させることとしている。	1. R4年度調査結果を踏まえ、R5年度以降、企業のBCPや防災の取組の実効性について把握し、企業の事業総続力強化の促進を行う予定。 ※中央省庁の「BCP評価手法」、「メリットを得られる仕組み」等は継続して調べ、行政のBCP普及促進活動の全体像を把握する。 2. 「経済防災コンソーシアム」メンバーによる、事業者への調査結果普及はR5年度コンソーシアム活動を通じてフォローアップする。	内閣府(防災)
共団体の業務継続 性の確保	国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務級続計画を策定し、定期的な	強化【各省】 ・業務継続計画の策定によ り、国の推進地域における業務 継続体制の強化を図	・推進地域を管轄する地方支 分部局等、災害時において優先 的に実施すべき業 務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策 定を目指す。			業務継続計画を策定する地方支 分部局に対する策定済の割合	・未策定の地方支分部局において策定作業中であることを確認している	・定期的に策定の進捗状況を確認する	内閣府(防災)
	例を続い回と 束 とし、 た 対 的 な 訓練等を 踏まえた 計画の 改定等・ を 行うことにより、 業務継続性 を 確保 し、 実効性 を 高める。 ま						・デジタル庁の管轄する支部局数(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100%(令和5年5月現在) ・立川基地の代替拠点にて、デジタル庁及びデジタル大臣執務スペース等の割り当てをいただいた。	・左記の取組みを進捗させていく。	デジタル庁
	た、代替拠点の確保、重要情報 - のバックアップ等を図るほか、 首長や幹部職員が不在の場合の						また業務総続計画にて主張や幹部職員不在時の権限代理等を明示している。 ・業務継続計画を策定しており、その中で非常時優先業務や発災時の初動対応を定めている。同計画は、策定以降、定 期的な訓練等を踏まえて、所要の改定を行っており、業務継続性と実効性を確保している。また、代替拠点の確保、幹 部職員が不在の場合の対応等については、同計画の下部規定となるマニュアルを別途作成し、そこで詳細を記載してい		金融庁
	権限代理等の明確化を図る。 - -						る。 ・令和2年度に外部コンサルティングと契約し、令和3年度に外務省BCPを改定した。その際に時系列タイムラインや参 集要員指名・参集指針等の新たな付属文書も整備した。年1回の省内BCP訓練を実施している。相模大野の外務省研修	・参集要員が近傍宿舎に優先的に入居できるよう調整を行っていく。	外務省
							所を代替施設として定めている。 ・南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する地方支分部局における、業務継続計画を策定している割合は100%令和5年4月現在) ・推進型域を管轄する地方支分部局において、業務総続計画の策定をしている。その際必要に応じて、代替拠点の確	・引き続き、業務継続計画実効性の確保に努める。	財務省
							保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図っている。 - 厚生労働省が定めている業務継続計画の件数の割合は100%(令和5年4月1日現在) - 厚生労働省業務継続計画を策定し、令和4年度には中央省庁業務継続ガイドラインに基づく210項目の自己評価を行った。	・委託事業で行っている本省職員向けの研修において業務継続計画に係る内 容の充実を図る。	厚生労働省

		組の推進【内閣府、消防庁】 ・地方公共団体向けの業務継 続の手引きの充実や研修の実施	·業務継続計画の策定率100%(推進地域の全地方公共団体)を目指す。(平成25年8月都道府県60%(全国)、市町村13%(全国))	100% (令和4年6月1日)	進地域および南海トラフ地	域および南海トラフ地震津波避 難対策特別強化地域を含む都府	・平成22年4月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を策定し、地方公共団体のBCP 策定の推進を図ってきた。平成28年2月には「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」 を、より実効性の高いBCP策定を支援するため「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として 改訂し、地方公共団体に通知している。 また、市町村向けに開催したBCP研修会・説明会において都道府県に対して通知協力などを依頼する中で、BCP策定の 重要性を伝えていき、平成28年4月時点において策定率100%を達成した。	災)
				98.3% (令和4年6月1日)	進地域および南海トラフ地 震津波避難対策特別強化地	以 域および南海トラフ地震津波避 難対策特別強化地域に該当する	・市町村における業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、平成28年2月に「地塵発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。また、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催しているほか、令和4年度はBCP未策定市町村向けに相談窓口を設置するとともに、BCP策定に向けた伴走支援と進捗管理を行っている。	し、より実効性のある業務継続計画の策定に向けた継続的改善につながるよ
第6節 多様な 一 発生態様への対 応	国は、						・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第3章2(1)において、域内部隊と広域応援部隊が、緊急災害対策本部による総合調整の下、「その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策」を含めて、緊密な遺携を図りながら、救助・救急活動、消火活動のほか、緊急輸送ルート確保のための活動(啓開・排水等)、医療活動、交通規制、避難生活支援等。国民の生命に直結する多岐にわたる災害防止対策について記載するとともに、後発地震発生時の対応についても追記を行い、その実効性を高めている。・人体計画において、条災後の地震活動や降雨による二次災害防止対策について記載するとともに、後発地震発生時の対応についても追記を行い、その実効性を高めている。・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」(平成27年7月1日政策統括官(防災担当)・政策、統括官(原子力防災担当)決定)、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害が行っとなり、事務の対応】において、複合災害の発生時における体制、連携、役割分担等について具体的な内容を定めている。・複合災害の発生を想定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。	
	築する。さらに、これら重要開設や避難場所・避難路等が十分を に機能しない場合がある者とを 考慮した上で、発令のタイミン イ、対象地域、災害に応じた選						・庁内各システムの復旧状況を即座に集約すべく、Teams上での非常災害対策本部を策定、昨年9月に運用訓練を行った。 また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。 ・担当課において、迅速に対応するための応急対策の体制が整っている。	・人事異動等で新たに入庁した職員向けに、引き続きオンボーディングにて 周知を行っていく。 また、IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高める。 ・確実性を高めるため、毎年度訓練等を通して、課題を是正し、必要に応じ て計画を改善・更新する。
	難場所の設定を行う。						・避難情報の適時適切な発令については、令和3年5月の災害対策基本法を踏まえた「避難情報に関するガイドライン」を周知や、首長のシミュレーション訓練など、地方公共団体の取組を支援している。 ・避難場所の設定については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(H29.3)等を周知し、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	行い、地方公共団体の取組を支援する。
							・南海トラフ地震防災対策推進地域にある全官署で応急対策体制を構築しており、津波警報等が発表された場合の情報 伝達等に関する訓練を行っている。	・ 引き続き訓練を行い、実効性のある体制を構築していく。 法務省
							・財務省BCPや省内各部局の非常時優先業務マニュアル等の規程により、管理している庁舎等の応急対策を行う体制が構築されている。	・引き続き、定期的な教育・訓練や必要な引継ぎを行い、応急対策を行う体 財務省制の構築に努める。
							·BCPを策定し、庁舎やその設備の被害状況を確認する体制を整備している。	・策定されたBCPやマニュアルに基づき庁舎を点検することとしており、災 文部科学省 害時の庁舎の点検等についても事業者に委託している。
							【医療施設】 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和3年5月21日中央防災会議幹事会)」において、発生時の初動対応等を定めている	【医療施設】 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和3年5月21日中央防災会議幹事会)」等に基づき、引き続き発生時の初動体制の整備を図っていく
							【水道施設】 ・「全国水道関係担当者会議」等を開催し、これまでの災害対応の事例を周知すること等を通じて、災害発生時に備えた事前の準備や応急対策を実施するための体制整備の必要性等について、水道事業者等に対して技術的助言を行っている。	【水道施設】 ・引き続き、「全国水道関係担当者会議」等を開催し、災害対応の事例を周 知すること等を通じて、災害発生時に備えた事前の準備や応急対策を実施す るための体制整備の必要性等について、水道事業者等に対して技術的助言を
							【高齢者施設】 ・厚生労働省においては、国及び都道府県等における迅速な被災状況の把握及び必要な支援の実施に資するよう、令和 3年9月から「災害時情報共有システム」を導入し、その運用を図っている。 【本省】	行っていく。 【高齢者施設】 ・左記に同じ。
							・南海トラフ地震により中央合同庁舎第5号館において大きな揺れを生じた場合には、厚生労働省業務継続計画(令和3年10月改定)に準じて、執務室の被害状況の点検、電力等の館内各種設備の点検を行うとともに、管理運営業者は、作業員を緊急で出動させ保守体制を整えるよう定めている。 ・なお、災害発生時における設備の点検項目を示したチェックシートや設備保守の連絡先等についてはマニュアル化されている。	・左記に同じ。
							・23区内で地震が発生した際にも、チェックシート等を使用して点検、応急対応を行っている。 ・現在、『業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針』(国土交通省)で示された、発災直後の建物・施設機能の点検体制及び復旧手順等を記載した『発災時における施設機能確保のための運用計画』の策定指針を踏まえ、マニュアルを見直したところ。	
							・災害発生時、被災自治体に技術職員を派遣し、被災状況の把握、被災地の早期復旧、その他災害応急対策支援を実施しており、平常時より派遣のための体制を構築している。	・引き続き、自治体と連携し、技術職員派遣による被災状況の把握、被災地 の早期復旧、その他災害応急対策支援を行う体制の構築に努める。
							・R7年度までに工業用水道事業者のBCP策定率100%を達成するため、BCP策定を促進を目的として、「工業用水道におけるBCP策定ガイドライン」を公表した。(令和4年5月)	・日本工業用水協会と連携を図りつつ、BCP策定について継続して周知・啓経済産業省発に取り組むことで、目標達成を目指す。
							【砂防】 ・震度 5 強以上を観測した市町村については、地盤が脆弱になっている可能性が高く、通常よりも警戒を高めるため、土砂災害警戒情報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用 【道路】 ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。 【河川】 災害時の緊急対応を迅速に行うため、復旧活動に必要なコンクリートブロック等の緊急用資材の備蓄などを行う河川防災ステーションの整備を行っている。	・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。 ・各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進める など、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。 【河川】
							【鉄道】・令和3年10月に鉄道事業法を改正し、鉄道事業者が国土交通大臣の許可を受けた場合にあっては、鉄道用地外の土地の立入り等を可能とする制度を創設した。 ・これにより、鉄道事業者による災害復旧体制の充実を図る。	・引き続き、河川防災ステーションの整備等により、災害時の迅速な応急対 策を行う体制構築を図る。 【鉄道】 ・引き続き、拡充した制度の活用等により、鉄道事業者における災害復旧体 制の充実を図る。

	国及び地震と事がは、南合的に発生する。東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京の大型、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、		・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」(平成27年7月1日政策統括官(防災担当)・政策 統括官(原子力防災担当)決定)、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】において、複合災害の発生を制定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを選問して調査を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。 ・参集要員表に各職員の担当する事務を明記し、部局ごとにおける担当事務や人員の派遣等の調整に関することは、宮内庁業務継続計画の中で定めている。	内閣府(防 炎) 宮内庁
下街、百貨店、	国、地方公共団体及び施設管 理者は、高層ビル、駅等筋で不特定 多度店、ターミナル駅等筋では、 施設の者が利用する施設では、 施設被害に伴う死傷者が発生し ないよう、施設・浸水対策を生し ないよう、施設・浸水対策ので落 化、火災対策、浸水対策のるとをも に、適時・的確な情報提供や避 難誘導等の体制整備を行う。		・大規模地震時における各施設の対応については、「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」の策定や、 当該ガイドラインやガイドラインに基づく訓練のリーフレットを作成して各消防本部へ通知するとともに、ホームペー知を図るとともに、各消防本部の行う自衛消防訓練指導等を通じて、これらジ上へ掲載して周知している。また、多数の人が利用するターミナル駅等の施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するな人が安全に避難できるよう「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を平成30年に策定し、各消防本部に通知するとともに、リーフレットとともにホームページ上へ掲載して周知している。	肖防庁
			・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象 建築物(耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物(要緊急、要安全))には、重点的な支援を行った。 また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物 に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐 完善を診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。 ・平成27年度より、南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能を図る。 河川氾濫、津波、集中豪雨の恐れのある地域において、地下駅の出入口やトンネル等への浸水対策を推進している。	国土交通省
	国及び地方公共団体は、地震時間制運転装置の必要を発生を受ける。まる、国力を対している。まる、関連は多年で、関連を対している。は、不可能を対している。は、不可能を対している。は、不可能を対して、の早期後旧のためが、対して、の早期後間を対して、の早期である。		・これまで以下のとおりエレベーターの安全対策を推進。 ・地震時管制運転装置の設置義務付け(平成21年9月~) ・既設エレベーターへの地震時管制運転装置と置等の防災対策改修に対する財政的支援 ・所有者・管理者向けリーフレットの作成等による既設エレベーターへの地震時管制運転装置等の設置促進 ・エレベーター保守事業者において、消防機関や建物管理者向けに、閉じ込め救出の研修を実施 ・業地所名者・管理者に対し、運転休止したエレベーターの効率的な復旧のため、復旧の優先順位及び「1 ピル1 台」復旧の原則を周知 ・進捗状況は以下のとおり。 ・既設エレベーターの防災対策改修に係る補助制度の拡充 ・説明会等による地方公共団体への補助制度創設及び所有者・管理者に対する防災対策実施の働きかけ等を実施 ・関係事業者において、地震時の閉じ込め対応や休止したエレベーター復旧の優先順位、災害時の情報共有体制・後 方支援体制の見直しを行い、千葉県北西部地震(令和3年10月)の際に活用するなど、取組みが進んでいる。	国土交通省

	潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル	【国土交通省】(再掲) ・ 切迫する巨大地震・津波等 に備え、津波等水被害リスクの 高い地域等において、河川堤防 の耐震化と水門・樋門等の耐震	和2年度約75%を目指す。 (平成26年度約37%)	(令和3年3月)		提防の崩壊により甚大な被害が 想定される区間において、耐震 対策等が必要な河川堤防の延長 のうち対策を実施した延長の割 合	R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所(約67%)以外の箇所においても工事に着手するなど、	・同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	
	地帯の安全を確保するため、堤 防等の整備。耐寒急検・耐寒の 及び災害急用の阿乳 大めの整備。耐寒急復旧活路、船 大めの整備。耐寒急復旧活路、船 場等の整備により図るとともいる 場等の充ったと表示した周 地震時でした。 地震がザードマップの作成・ 地震がザードマップの作成・	化の推進を図る。	・南海トラフ巨大地震等の大 規模地震が想定されている地域 等における水門・樋門等の耐震 化率令和2年度約77%を目指 す。(平成26年度約32%)	(令和3年3月)	直下地震等の大規模地震が	耐震対策が必要とされた治水上 重要な水門・樋門等のうち、対 策を実施した箇所の割合	・水門・樋門等の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所(約65%)以外の箇所においても工事に着手するなど、 事業は着実に進捗している。	・同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	
		②海岸保全施設整備の推進【農林水産省・国土交通省】(再掲別・国土交通省】(再掲別・津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。	規模地震が想定されている地域 等における海岸堤防の整備率令	(令和3年3月31日)	直下地震等の大規模地震が 想定されている地域等(具	る海岸堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している海岸延長の割	・地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し耐震性能調 査に要する経費を追加した。 ・地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を実施した。	・引き続き、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の取組を推進する。	農林水産省 国土交通省
			・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化の整備率令和2年度約82%を目指す。(平成26年度約43%)	(令和3年3月31日)		必要な水門・樋門等のうち、対	・平成26年度から農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し、水門・陸閘等の整備・運用計画策定に要する経費を追加した。 ・水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等を実施した。	・引き続き、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の取組を推進する。	■ 農林水産省 国土交通省
	国及び地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。						・水門・樋門等の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所(約65%)以外の箇所においても工事に着手するなど、 事業は着実に進捗している。	・同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	
等の安全確保	原子力事業者は、「核原料物 質、核燃料物質は、「核原料物の規 等に基準第十二、 が原子43とは、 が原子43とは、 が原子43とは、 が原子66号)等に基の設計、建設、で をの設計、建設、で が考え方により、運 で が考え方にかい。 で のまった性の確保に、原 が をの安するな全する。 を のとで を のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと						・原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保について第一義的責任を有しており、安全の確保に努めた。 ・原子力規制委員会は、審査及び検査といった安全規制を厳正かつ適切に実施し、原子力事業所等の安全性が確保されるように努めた。	・引き続き、原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保について第一義的 責任を有しており、安全の確保に努めることとする。 原子力規制委員会においても、審査及び検査といった安全規制を厳正かつ適 切に実施し、原子力事業所等の安全性が確保されるように努めることとす る。	
	国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別 業者は、「原子力災害対策特別 措置法」(平成11年法律第1 56号。以下「原災法」とい う。)等に基づき、原子力災害 の予防のために必要な措置を講 じるものとする。						・国は原子力災害対策マニュアル等を整備し、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた必要な見直しを継続して実施している。 また、国の原子力総合防災訓練、原子力事業者の事業者防災訓練及び防災の日に係る原子力規制委員会全体訓練(首 都直下地震対策本部設置・運営訓練、徒歩参集訓練等)により、それぞれの原子力災害対応能力の向上に係る取り組み を継続して実施している。	・引き続き、国及び原子力事業者は原子力災害対応に係る体制を整備し、必要な見直しを行う。	原子力規制庁
ナート地帯及び周辺の安全確保	国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート及び周辺の安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年法律第4年)、「消防法」(昭和123年	充実等【消防庁、経済産業省】 ・防災体制の強化や防災資機 材の整備を図る。					・石油コンビナート防災計画には、影響評価も含めた災害対応について記載がされており、石油コンビナート等防災本 部で対応する体制を整えている。	・引き続き防災訓練の実施を継続する。	消防庁
	(昭和36年法律第223号。 以下「災対法」という。)等の 災害の防止に関する法律に基づ	ス設備に係る耐震性向上の促進 及び耐震性診断手 法の普及を図る。					・高圧ガス設備を保有する事業者に対し、耐震補強対策の支援を実施。また、高圧ガス設備の耐震設計に係る調査を実施。 施。 ・最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助。	・耐震性向上に係る調査等を引き続き実施。	経済産業省
	難誘導等が的確に行われる体制 の整備等の対策を進める。ま た、地震・津波に伴う石油コン ビナートの被災による周辺への	・石油コンピナート災害等の エネルギー・産業基盤災害へ迅 速かつ的確に対応 するため、緊急消防援助隊にエ ネルギー・産業盤災害即応部 隊(ドラゴン	即心 同様 (ドノコンパイパー・コマンドユニット) 平成30年度12部隊(全国) を編成することを目指す。	12部隊 (令和5年4月1日)	緊急消防援助隊地域ブロック、各地域	緊急消防援助隊6地域ブロック、各地域に概ね2部隊ずつ、 全12部隊に対する整備数の割合		_	消防庁
	影響評価を充実するとともに、 臨海部の工場地帯の地震・津波 防災性の充実を図る。	隊 (トワコン ハイパー・コマンドユニット) を編成し、応急対応能力の強化 を図る。	・エネルギー・産業基盤災害即 応部隊(ドラゴンハイパー・コ マンドユニット)の応急対応に 資する消防防災ロボットの研究 開発平成30年度完了を目指 す。				・「消防防災ロボットの研究開発」について「平成30年度完了を目指す。」としていたことに関しては、計画通り平成30年度に開発を完了した。		消防庁
			・消防防災ロボットについて、 実戦配備を踏まえた機能の最適 化、準天頂衛星の活用等新技術 の導入を図ることにより、令和 2年度末に量産型仕様の策定を 目指す。				・「消防防災ロボット」について「令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。」としていたことに関しては、計画通 り令和2年度末に量産型仕様を策定した。		消防庁

高い集落への対応	地方公共団体は、集落へ通じる 道路、鉄道等の被災可能性や多 重性の有無等を十分に検討し、 条災時における地域の角集落と 分変立可能性の把握に努めるを保及 が国の災害対策用移動通信機数 の活用に加え、通信関連施設の 耐震化及び非常用電源の確保を 進める。					・非常災害時における通信確保のため、簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器を全国1 1カ所に備蓄し、災害発生時等に地方公共団体等への貸出しを実施している。	・これまでの取組については一定の実績を上げていることから、引き続き災害対策用移動通信機器の貸出し等の取組みを継続する。	総務省
	地方公共団体は、孤立す、集落投 域にないて、 ではないなかる量な、 がなくで、 のので、 を がなくで、 のので、 を がなくで、 のので、 を を ののに、 のいた。 のい。 のいた。 のいた。 のいた。 のいた。 のいた。 のいた。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい					・備蓄の重要性について、啓発パンフレットに加え、平成28年度には動画を作成し、ホームページに掲載するなど、備蓄の重要性の周知を行った。また、令和4年度に、啓発パンフレット「みんなで減災」を改訂し、都道府県等を通じて周知を行った。		内閣府(防 炎)
	国及び地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコ					・災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備している	・今後とも災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制を整備していく。	内閣官房
	プター・航空機、人工衛星等の 画像情報や震度情報ネットワー のあらゆき手段を活用する こと等により、道路す断等の 路被害を含む被災地域の状況把					・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。 災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やか に入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。		内閣府(防災)
	握体制を充実させるとともに、 地方公共団体は、孤立集落等に 対する物資供給や救助活動のた め、ヘリコプター離着陸適地の					・対象地域における国、地方公共団体との連絡体制を確立し、被災地域の状況把握ができるよう取り組んでいる。	・連絡体制は確立されている。防災訓練の際に、本庁のみならず全庁的に実施することで、報告訓練の充実を図る。	宮内庁
	選定・確保・整備を図る。					・南トラ地震に限らず、各種災害発生時には各都道府県警察へりを広域的に活用し、ヘリテレ映像を官邸に配信するとともに、ヘリコブター離着陸適地を拠点にしながら捜索・救助活動に当たっている。	・広域派遣を見越して、全国のヘリの運航状況を把握し、全国の航空隊に共有する。また、全県の航空隊に被災時に活用できるヘリの離着陸適地を選定・確保させるとともに、同適地の周知徹底を図る。	警察庁
						・地方に保有するサーバー拠点等について、各システム担当者等はシステム保守運用業者等の関係者と連携を取ることとしている。 また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。	・IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高めていく。	デジタル庁
						・被災直後の被害情報の収集等のため、全国の法務官署に衛星携帯電話等を配備している。	・今後も引き続き訓練を実施することで非常時にも情報収集できる体制を構築していく。	法務省
						・当院撮影の空中写真のほか、ヘリ画像や人工衛星画像など他機関の取得した情報も適宜活用し、被害状況の把握を 行っている。	・現在の取り組みを継続する。	国土地理院
る地場産業・物流への被害の防止及び軽減	震・津波対策 国、地方公共団体及び関係事業	①農業水利施設の耐震化【農林 水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進 地域における重要度の高い農業 水利施設の耐震化を図る。	の高い国営造成施設における耐 震化計画の策定率を令和2年度	南海トラフ地震防災対策 進地域の対象施設	性 耐震対策を必要とする重要度の 高い国営造成施設における耐震 設計着手の割合	・具体目標の対象とした14施設について、令和2年度までに耐震化計画を策定した。 具体目標を達成。	・引き続き、農業水利施設の適切な維持管理を行うとともに、計画に基づく 耐震化対策の着実な推進を図る。	農林水産省
	よる破損等で決壊した場合の浸存 水区域に家屋や公共施設等が名。 水区域に家屋や公共施設等が名。 ない、人的被害を与いるる緊急に のあるため池につるる緊急に が大ップを 総体制等を着のか影響だ大ップを が大ップを がため池からいが一震化や統定 作成、ため池の耐震化や統定	南海トラフ地震防災対策推進 地域における地震による農地及 び周辺地域の湛水被害等の防止 を推進する。	の防止、排水機場の耐震化により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積を		推進地域の全市町村において、ため池の整備、農地地すべり防止等により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積	・ため池の整備、農地地すべりの防止、排水機場の耐震化等を実施した	・引き続き、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震による農地及び 周辺地域の湛水被害等の防止を推進することとしている。	農林水産省
	などを推進する。		避難場所等を地図化したハザードマップの作成、緊急連絡体制の整備等の割合を令和2年度ま	南海トラフ地震防災対策推進地域	推進地域の全市町村において、 ハザードマップの作成や緊急連 絡体制の整備等のソフト対策を 実施した防災重点ため池の割合	・ハザードマップ、緊急連絡体制の整備等のソフト対策を実施した	・引き続き、南海トラフ地震防災対策推進地域における防災重点農業用ため 池のハザードマップの作成を推進することとしている。	農林水産省

(2) 港湾・漁港における地震・	①漁港施設の耐震・耐浪化【農 ・災害発生時に救護活動、物資	136%	物 主要岸辟及び主要防波堤の耐	 → 漁港の主要岸壁及び主要防波場において、耐震・耐津波性能機能診断に基づく対策工事を継続して実施している。令	・引き続き耐震・耐津油対策工事の取り組みを継続する	農林水産省
津波対策 国、地方公共団体、関係事業 等は、地震動や津波による災害 時においても港湾・海をの流 機能をできるだけ確保するた	林水産省】 ・ 災害発生時に救護活動、物 責 資輸送等の拠点となる漁港の主 更施設において、耐震・耐津波 機能診断に基づく対策工事を実 国 しに向上させる。(平成28	(令和5年3月31日) 資輸送等の拠点となる		M/Gの工会庁至及の工会別が後に30%では、間接、順序が住宅は保証との前に基づく対象工事を始めてく失過している。 や和4年度には、現状値が30%を越えたことから、目標は達成されたと評価できる。	JIC 砂C 間 展 間子 () () () () () () () () () (及 你小庄省
め、港湾・漁港施設の耐震化 耐浪化、漂流物防止柵の設置 漁船・船舶や養施施設の保置 促進、漁業用燃料タンクの耐動 化・耐浪化を図るとともに、デ	D 慶 世					
湾・漁港施設が破災した場合の代替施設や輸送方法の検討人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ሉ መ D			・3大湾等において、複数港と連携して緊急物資を輸送することなどを目的とした広域的な港湾BCP計画を策定した。 ・北陸地方整備局にて、平成25年度より代替輸送訓練を毎年実施。	・引き続き広域港湾BCPによる複数港と連携した緊急物資輸送の体制構築と、日本海側港湾による代替輸送訓練を実施する。	国土交通省
7 文化財の防災 国、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転災防止対策及び各種防災設備の消傷等の促進、史跡等にの防災対する1盤の崩落とともに、文化財の所が情報の充害、高等と防災関係機関等との情報の共有を図る。	客整也套生文绸			・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備補助金にて、文化財の耐震対策、防災設備の整備、地盤の崩落防止措置等の防災対策の促進を図るとともに、文化財の所在情報の把握を図った。 ・1月26日を「文化財防災デー」と定め、毎年この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っている。	視点からの計画的な整備の促進を図る。	
地方公共団体は、火災による了 化財の延焼を減ずるた公園、2 財周辺の街路樹整備、た公園、2 地整備、消防や地域によ傷、建 物の耐震化・ の	比別を養養			「女仏母性小ご」、の場合を投えて女仏母性小学塾と人同めに問題し、人同を辿の女仏母話女媧にもいて挙性別はま	□ 1 5 体 生 「 オル母 P 1 ル 2 」 ・ の機 ム 年 7 日 2 - マ ナル B の ル ペ ▼ P 1 分集 の	3¥9+ ←
を向上されるとともに、消火。 動、文化財の搬出・保全活動 地域住民等の避難・誘導等に するマニュアルの整備を行う。	5			・「文化財防火デー」の機会を捉えて文化財防火運動を全国的に展開し、全国各地の文化財所在地において消防訓練を行っている。また、令和2年に「国宝・重要文化財(建造物)等に対応した防火訓練マニュアル」を作成し、消防本部に対して、関係者への周知とマニュアルに基づく実践的な訓練の実施促進について通知するとともに、ホームページに掲載して周知を図った。	・引さ続さ、「又化財助火ナー」の機会等を捉えて又化財の火災予助対策の 推進を図るとともに、マニュアルをホームページに掲載して周知を図る。	海助厅